令和5年度

障害者スポーツ推進プロジェクト

「スポーツ指導者のための障害者対応指導ツールの作成」

委託事業成果報告書

令和5年3月

本報告書は、スポーツ庁の委託事業として、PwC コンサルティング合同会社が実施した令和５年度「障害者スポーツ推進プロジェクト（スポーツ指導者のための障害者対応指導ツールの作成）」の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等にはスポーツ庁の承認手続きが必要です。

目次

第 1 章 本事業の背景および目的 4
1. 本事業の背景および目的 4
2. 本事業の概要 6
第 2 章 検討委員会の編成および開催 7
1. 検討委員会の概要 7
2. 検討委員会の開催概要 8
第 3 章 各障害種に応じた優良事例等の情報収集 9
1. 調査概要 9
①前提条件の整理（想定される読者層および指導対象者層） 9
②デスク調査やヒアリング調査の方針 10
③デスク調査やヒアリング調査の観点 11
④デスク調査およびヒアリング調査の関係性 11
2. デスク調査 12
①調査目的 12
②調査観点 12
③調査結果 12
3. ヒアリング調査 27
①調査目的 27
②調査観点 27
③調査結果 28
第 4 章 ツール作成に係る構成の整理 33
1. ツール構成の検討概要 33
2. ツール構成の概要 33
第 5 章 ツールの周知 35
1. ツール周知の検討概要 35
2. ツールの周知方法 39
①直接的な周知（案） 39
②広範囲な周知（案） 39
第 6 章 調査研究デザイン 41
1. 調査研究デザインの検討概要 41
2. 調査研究デザインの内容 41
①指導者資格を保有する方を対象とした調査研究デザイン（案） 41
②学校教員やリハビリテーション専門職の方を対象とした調査研究デザイン（案） 42
第 7 章 まとめ 43
1. 本事業を通じて得られた成果と課題 43
2. 今後の取組の提案 43

第 1 章 本事業の背景および目的

1. 本事業の背景および目的

2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」において、年齢や性別、障害、民族、宗教などによる差別や不平等をなくすことが目標に掲げられ、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことが謳われている。我が国においても例外ではなく、多様性を尊重する共生社会の構築が益々求められている。

我が国においては、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、スポーツによる多様性の尊重、共生社会の構築が推進され、多くの国民が障害者スポーツを改めて着目する機会となった。これまで、「Special プロジェクト 2020」「障害者スポーツ推進プロジェクト」等の政策的な取り組みにおいて、障害のある方に関するスポーツ実施環境の整備やそのような方を「ささえる」ための体制の整備等に関する支援を推進されている。また、スポーツ実施を促進するための各種調査研究等により障害のある方のスポーツ実施に関する課題も把握されている。

一方、令和 4 年度調査 [1]における障害者（成人）の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率は 30.9%（前年度数値から 0.1%減）となっており、障害のない方（成人）の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率（52.3%）と比較し低い結果となっている。また、第三期スポーツ基本計画の中で目標として設定されている障害者の（成人）の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率を 40%程度とする目標に対しても現段階において乖離がある。

これに加え、令和 4 年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）[2]における「過去一度でもパラスポーツを体験したことがある割合」は 5.9%となっており、多くの国民が障害者スポーツを体験したことが無い状況となっている。

このような調査結果等から我が国において、障害のある方のスポーツ実施環境のさらなる整備が必要であり、障害者特有のスポーツの実施に係る障壁を解消することで、障害の有無に関わらず、スポーツに親しむ機会を創出する必要があると考えられる。

---

[1] 令和 4 年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」（スポーツ庁）
[2] 令和 4 年度「スポーツの実施状況に関する世論調査」（スポーツ庁）

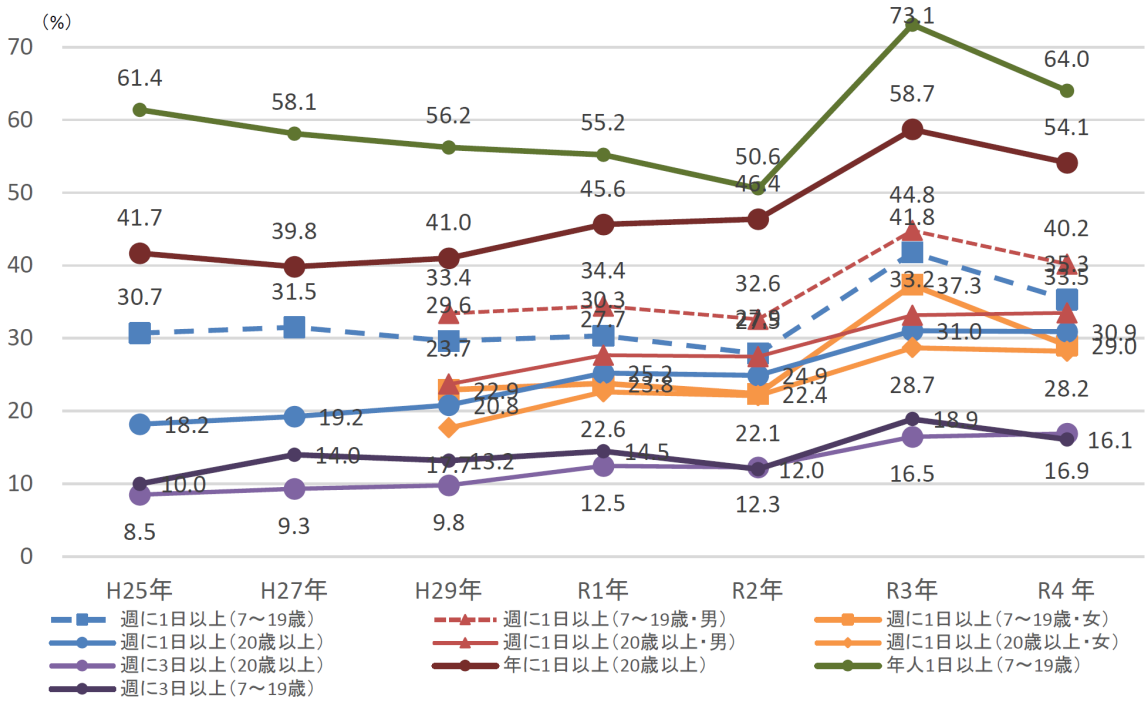

※「年に1回以上」には、過去1年間に何らかの運動しているが実施回数が「分からない」者を含む。

図：障害者の運動・スポーツの実施率の推移
（令和 4 年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」より）

前述のように東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会により障害者スポーツへの注目度は向上し、スポーツ庁を中心とする障害者スポーツ関連政策の推進は実施されているものの、障害者スポーツを取り巻く環境には依然として多くの課題が残置している。

「令和 4 年度障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」では、スポーツを実施しない理由として「特に理由はない」が最も多い回答（50.8%）となっており、「運動・スポーツに興味が無い」（12.3%）、「運動・スポーツが嫌いである」（11.6%）が次いで多い回答となっている。このような結果から運動を実施する価値や意義を障害のある方に認識いただき、スポーツ実施の意欲を向上させることが重要である。また、障害のある方がスポーツを実施する場合には個人の身体的状況や精神的状況に合わせた適切な運動実施が必要となる。

一方で障害のある方へのスポーツ指導については、多くのスポーツ指導者にとって経験を有していないものであるため、コミュニケーション面、スポーツ指導の面で対応が困難な実態があり、障害者スポーツ実施を阻害する要因の1つであることが想定される。

このため、本事業においては、障害のある方へのスポーツ指導の経験がないスポーツ指導者に対して、各種障害に関する基礎的な知識を身に着けていただくとともに最低限把握していただきたいスポーツ指導方法に関する知識の定着を推進するために、各障害の基礎的な知識とスポーツ指導方法を網羅的に収集し、指導者が情報を簡易に把握できる「スポーツ指導者のための障害者対応指導ツール」を作成することを目的とする。

また、全国各地のスポーツ指導者が障害のある方へスポーツ指導が実施できる体制の整備等、環境の構築を図ることを目指し、ツールの周知広報、ツールの効果検証を実施するための調査研究デザインの導出等、ツールの周知に向けた仕組みを構築することも目的とする。

2. 本事業の概要

本事業では、各障害の基礎的な知識とスポーツ指導方法を、指導者が簡易に把握できるツールを作成することに加え、ツールの周知に向けた仕組みを構築することを目的に、以下のような手順で本事業を実施した。

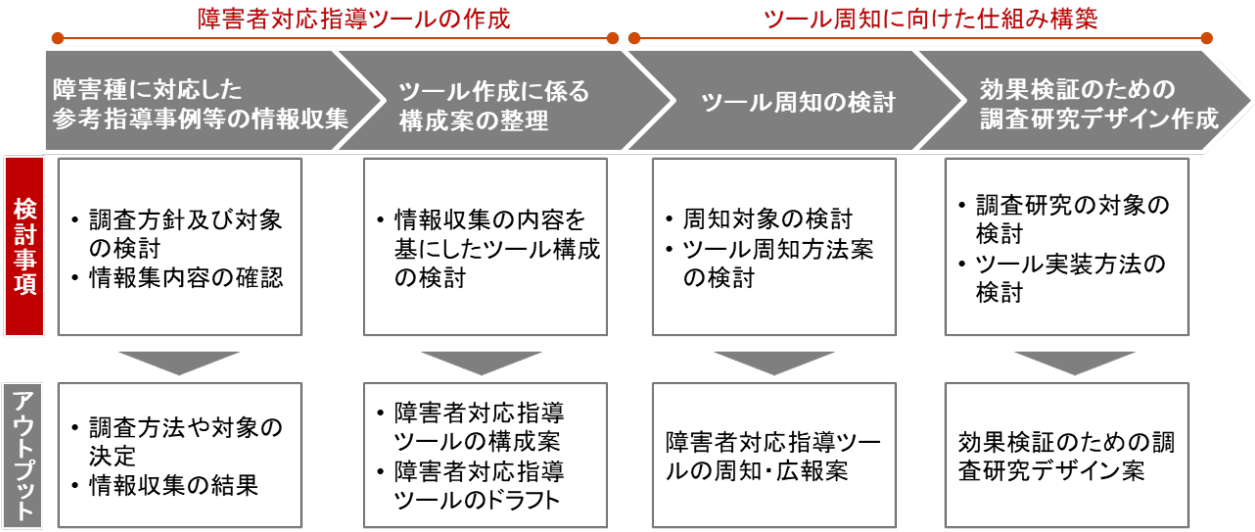

図：本事業実施の流れ

なお、「本事業実施の流れ」に記載されている「アウトプット」については、後述する検討委員会にて内容の議論および確認を経た物である。

第 2 章　検討委員会の編成および開催

1. 検討委員会の概要

本事業では、前述の「障害者対応指導ツール」を作成およびツールの周知に向けた仕組み構築等について、各種専門家より助言を得ることを目的に、「スポーツ指導者のための障害者対応指導ツール検討委員会」を設置した。

検討委員会のメンバーについては、各障害種や障害者スポーツ指導、指導者資格に関する専門家 12 名に委員を委嘱した。

また、本事業では、専門的な知見のみではなく、スポーツ指導現場での実態を踏まえた障害者対応指導ツールを作成することを目的に、現在もアスリートとして活動している方やスポーツ指導現場に携わる方 4 名をオブザーバーとして委嘱し、計 16 名による委員会を構成した。

表：スポーツ指導者のための障害者対応指導ツール作成検討委員会　委員の名簿

No	氏名（五十音順）	所属
1	相澤　純也　氏	順天堂大学　保健理療学部　先任准教授
2	太田　澄人　氏	長野県障がい者福祉センター　スポーツ課　専門幹兼係長
3	緒方　徹　氏	東京大学医学部附属病院　医学系研究科リハビリテーション医学　教授
4	上出　杏里　氏	国立成育医療研究センター　小児外科系専門診療部 リハビリテーション科　診療部長
5	栗原　洋和　氏	（公財）日本スポーツ協会　スポーツ指導者育成課　課長
6	澤江　幸則　氏	筑波大学　体育系　准教授
7	高山　浩久　氏	（公社）東京都障害者スポーツ協会 東京都障害者総合スポーツセンター　副所長
8	鳥居　昭久　氏	東京保健医療専門職大学　理学療法学科　准教授
9	中澤　公孝　氏	東京大学大学院　総合文化研究科　教授
10	中島　幸則　氏	筑波技術大学　障害者高等教育研究支援センター 障害者基礎教育研究部　教授
11	細川　健一郎　氏	国立障害者リハビリテーションセンター　自立支援局 神戸視力障害センター　教務課　教官
12	三上　真二　氏	（公財）日本パラスポーツ協会　スポーツ推進部長

表：スポーツ指導者のための障害者対応指導ツール作成検討委員会　オブザーバーの名簿

No	氏名（五十音順）	所属	専門競技
1	大西　瞳　氏	目黒区健康福祉部障害者支援課 身体障害者相談係	・陸上
2	木村　敬一　氏	東京ガス（株）	・水泳
3	手塚　圭太　氏	ユーアールダブリューシステム（株）	・陸上
4	豊島　英　氏	（株）WOWOW　経営管理部　広報・IR 部	・車いすバスケットボール

2. 検討委員会の開催概要

スポーツ指導者のための障害者対応指導ツール作成検討委員会については、計 4 回開催するとともに、第 2 回検討委員会および第 3 回検討委員会の間で、障害者対応指導ツールに掲載する各障害の情報を、より詳細に擦り合わせすることを目的に、委員との個別セッションを実施した。

表：検討委員会の開催概要

回	開催時期	協議事項
1	2023 年 8 月 24 日	・本事業の全体方針 -本事業の趣旨 ・本事業における調査方法や対象　等
2	2023 年 11 月 13 日	・調査内容の報告 -障害者スポーツの実態 -障害種別の特性 -障害種別の指導のポイント ・調査結果を踏まえた障害者対応指導ツールの構成案 ・障害者対応指導ツールの周知広報案 -障害者対応指導ツールの周知広報先および方法
個別	2023 年 12 月下旬より 2024 年 1 月中旬	・障害者対応指導ツールの構成案 -障害者対応指導ツールの骨子 ・障害者対応指導ツールの調査研究デザイン案 -調査研究の対象および実施方法
3	2023 年 2 月 13 日	・障害者対応指導ツールの内容 -障害者対応指導ツールのドラフト案 ・障害者対応指導ツールの周知広報 -指導者に対する直接的な周知および広範囲な周知の実施方法 ・障害者対応指導ツールの調査研究デザイン -調査研究の対象および実施方法
4	2024 年 3 月 4 日	・協議事項の取りまとめ

第 3 章 各障害種に応じた優良事例等の情報収集

1. 調査概要

本事業では、前述の通り、優良事例等の情報収集やツール作成に係る構成案の整理等、段階を追って、障害者対応指導ツールの作成やツール周知に向けた仕組み構築に取り組んでいる。

本事業においては、公開情報を基にしたデスク調査および障害者スポーツに携わる方を対象としたヒアリング調査を実施した。

上記調査の前提として、障害者対応ツールのターゲットとして想定される読者層や読者層の指導対象者を検討した。

①前提条件の整理（想定される読者層および指導対象者層）

想定される読者層および指導対象者層の検討にあたっては、第 3 期スポーツ基本計画にて示されているアスリート育成パスウェイ [3]の考え方である「日本版 FTEM」[4]を参考とした。本事業では、「日本版 FTEM」に示されている、「身体活動/活動的な生活習慣」をスポーツ参加の目的とする方を対象に指導する方を主なターゲットとして定め、かつ本事業の趣旨である、障害者スポーツに携わったことが無い方を想定して、障害者対応指導ツールの作成や周知に向けた仕組みを導出した。

なお、障害者対応指導ツールは、障害者スポーツに携わったことが無い方と設定したため、無関心層が手に取りやすく、読みやすいツールとすることや、他の教本やガイドブックとの補完性や連続性を意識した内容とすること、「障害者スポーツにおける初歩のガイドブック」として取りまとめることを前提とした。

段階	スポーツ参加の目的	各段階の詳細	スポーツ・運動/競技レベル（想定）
M	国際競技力の向上	持続的な成功	パラリンピック等の国際大会で複数個のメダル獲得
E3		成功	パラリンピック等の国際大会でメダル獲得
E2		実績	パラリンピック等の国際大会で入賞
E1		シニア代表	パラリンピック等の国際大会に日本代表で出場
T4		躍進と称賛	年代別の国際大会でメダル獲得
T3		練習とトレーニング	年代別の国際大会に日本代表として出場
T2		スポーツタレントの検証	NFより強化や有望選手に指定
T1		スポーツタレントの顕在化/クラス分け	NFが主催する合宿等に招集
F3	スポーツへの参加	スポーツ/競技大会への専念	国内の競技大会に出場
F2	身体活動/活動的な生活習慣	動作の獲得と洗練	様々なスポーツや運動に継続的に触れる
F1		基本的動作の習得と習熟	様々な動きに触れる

【日本版FTEMを踏まえた示唆】
F3以上にカテゴライズされるスポーツ実施者については、自発的に運動・スポーツを実施できる方であり、スポーツの実施習慣についても高いレベルで有していると想定される。

【想定される主な指導対象】
本事業の趣旨をふまえ、F2及びF1のような身体活動や活動的な生活習慣を目的とした方が読者の主な指導対象として想定

図：日本版 FTEM を踏まえた想定される読者層の指導対象

[3] 子どもがスポーツに触れてからトップアスリートに至るまでの過程（日本スポーツ振興センターウェブサイト）
https://pathway.jpnsport.go.jp/

[4] 衣笠ら「我が国のスポーツとアスリート育成における国際的な包括的枠組みの適用：「日本版 FTEM」の開発」、Journal of High Performance Sport 4、P127-140、2019

②デスク調査やヒアリング調査の方針

本事業では、想定される読者層の障害者や障害者スポーツへの理解レベルを仮説として設定し、仮説に基づき、後述のデスク調査やヒアリング調査を実施した。

理解レベルについては、一般社団法人シルバーサービス振興会における「プロフェッショナルキャリア段位制度」を参考に整理し、それぞれのレベルに応じて想定される課題を設定した。

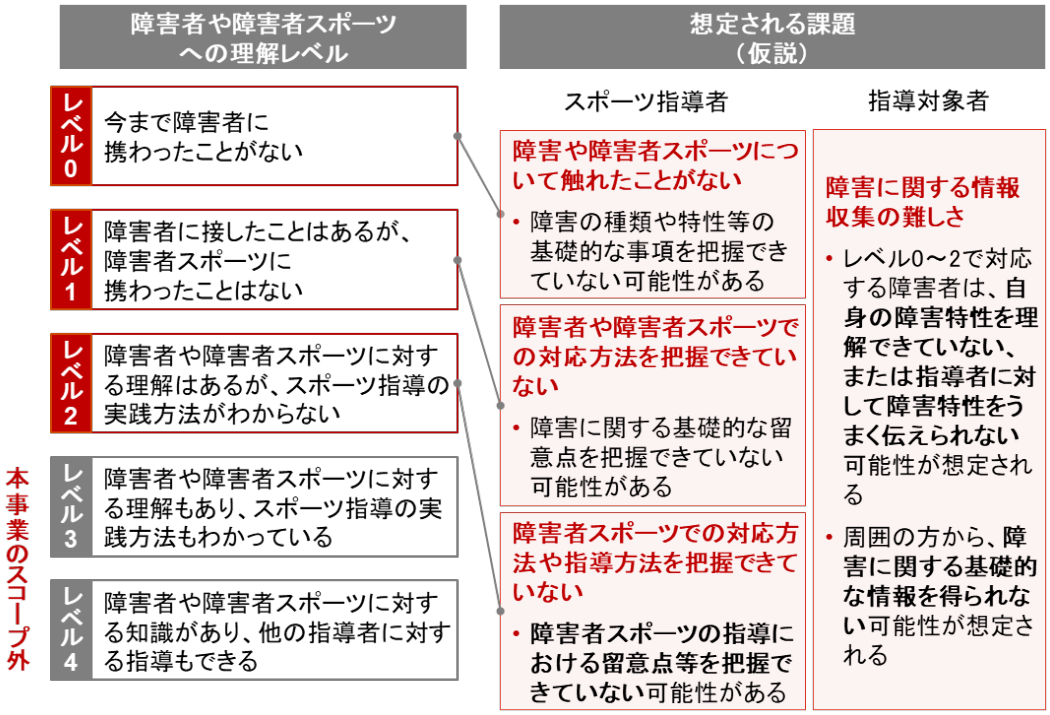

図：想定読者の障害者や障害者スポーツへの理解レベルおよび想定される課題（仮説）

上記の理解レベルや想定される課題を基に、読者はまず障害や障害者スポーツへの理解を深め、各障害への対応方法を理解し、最終的にスポーツ指導ノウハウを理解するという、障害者スポーツに関する知見を獲得する道筋を設定した。

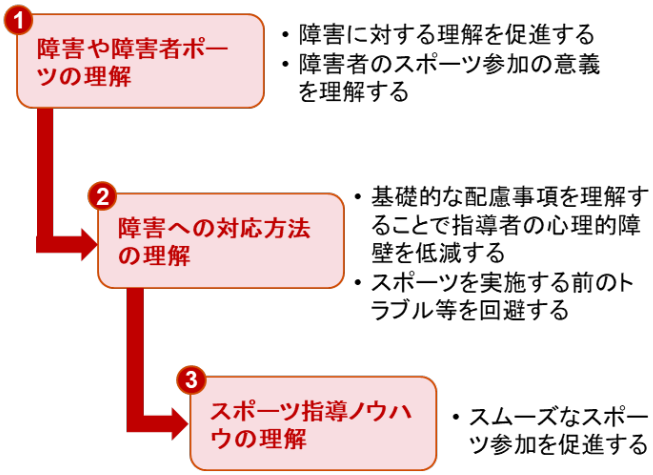

図：障害者スポーツに関する知見を獲得する道筋（仮説）

③デスク調査やヒアリング調査の観点

前述の障害者スポーツに関する知見を獲得する道筋（仮説）を基に、デスク調査やヒアリング調査の観点として「障害者スポーツの実態」「障害種別の基礎的情報」「障害種別のスポーツ指導方法」を設定し、それぞれに対する調査事項を設定した。

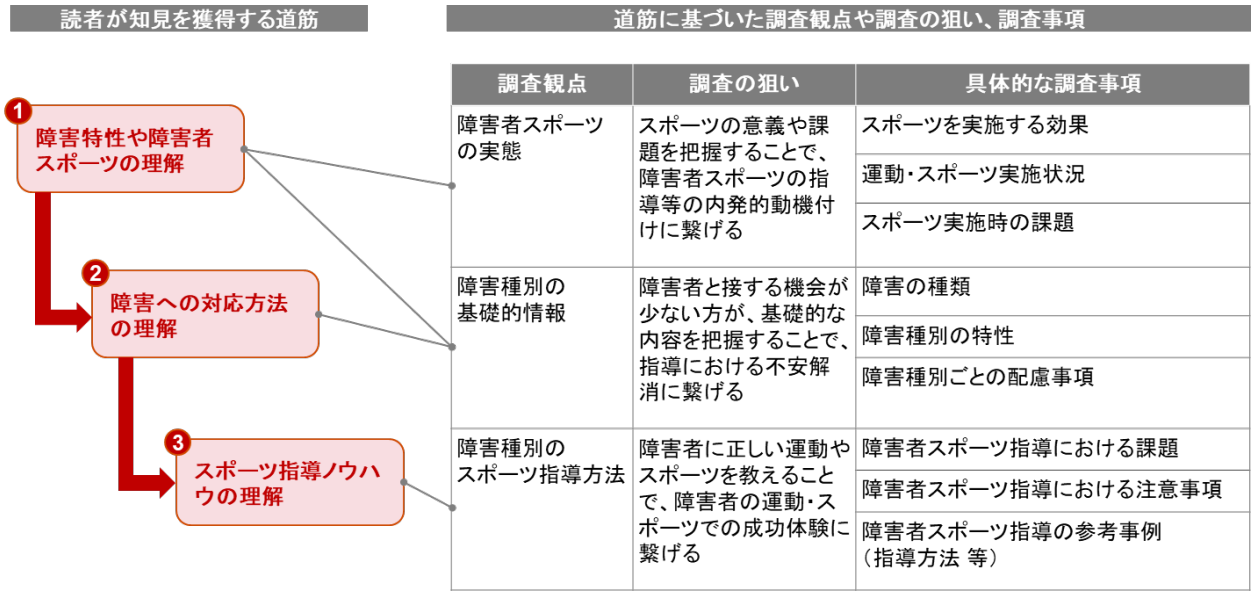

図：デスク調査およびヒアリング調査の観点および調査事項

④デスク調査およびヒアリング調査の関係性

設定した調査事項について、デスク調査では、公開情報をもとに、基礎的な情報や定量的な情報を収集し、ヒアリング調査ではスポーツ指導現場での実践的な内容を把握することを目的、それぞれの調査を実施しています。

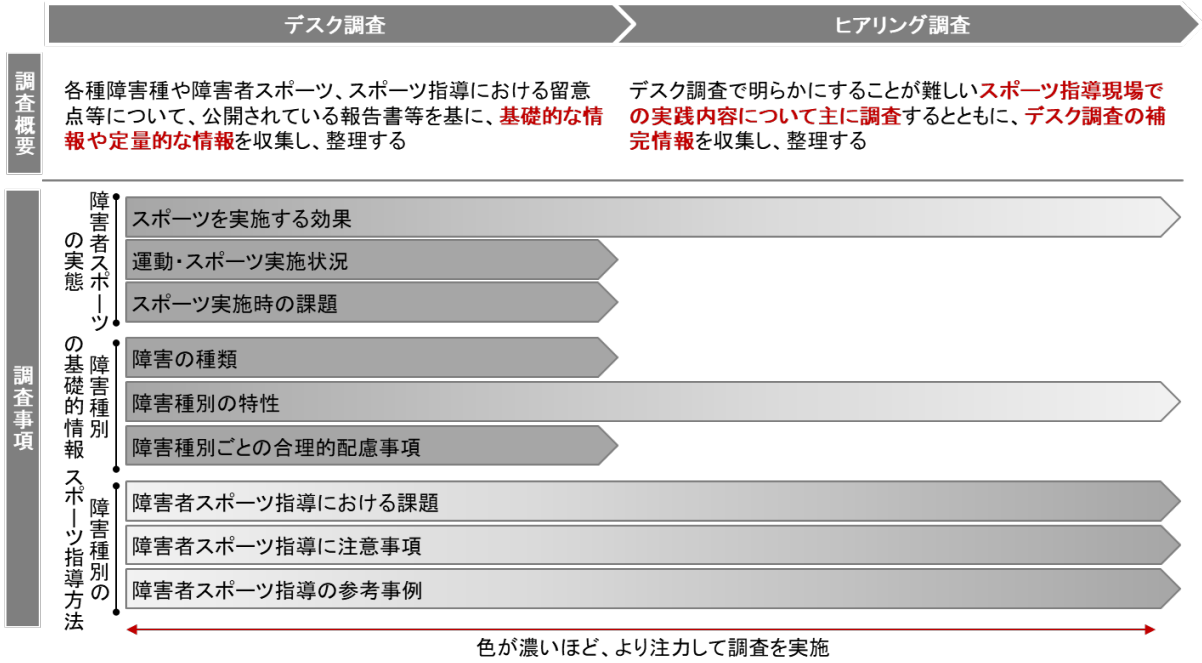

図：デスク調査とヒアリング調査の関係性

2. デスク調査

①調査目的

デスク調査については、各障害種や障害者スポーツ、スポーツ指導における留意点等について、公開されている報告書等を基に、基礎的な情報や定量的な情報を収集することを目的とした。

②調査観点

調査観点は、前述の通り、「障害者スポーツの実態」「障害の基礎的情報」「障害種別のスポーツ指導方法」に基づき、「スポーツを実施する効果」や「運動・スポーツ実施状況」等の調査観点を設定した。

各調査観点に基づき、「身体面・精神面に及ぼすスポーツの効果」や「健常者と障害者のスポーツ実施率の差」等をスポーツ庁や内閣府、日本パラスポーツ協会が公表する資料等を基に、具体的に調査した。

表：デスク調査の対象

調査観点	調査観点（詳細）	調査対象（一例）	具体的な調査事項
障害者スポーツの実態	スポーツを実施する効果	・スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト」（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究） ・笹川スポーツ財団「スポーツライフ・データ」等	・身体面・精神面等に及ぼすスポーツの効果
	運動・スポーツ実施状況		・健常者と障害者のスポーツ実施率の差
	スポーツ実施時の課題		・障害者がスポーツを実施するうえで抱えている課題
障害の基礎的情報	障害の種類	・内閣府「障害者白書」 ・内閣府「合理的配慮指針事例集」 ・スポーツ庁「スポーツ庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」 ・東京都福祉保健局「ハートシティ東京」 等	・代表的な障害種
	障害種別の特性		・障害の特徴
	障害種別ごとの配慮事項		・障害種別の合理的配慮事項 ・障害種別ごとに留意すべき事項
障害種別のスポーツ指導方法	障害者スポーツ指導における課題	・日本パラスポーツ協会「障がいのある人のスポーツ指導教本」 ・日本パラスポーツ協会「JPSA公認障がい者スポーツ指導者Q&A」 ・日本スポーツ協会「リファレンスブック」 等	・スポーツ指導時に特に配慮すべき事項
	障害者スポーツ指導における注意事項		・スポーツ指導時の安全管理事項
	障害者スポーツ指導の参考事例		・障害の重さや運動特性に応じたスポーツ指導のポイント

③調査結果

ア）障害者スポーツの実態

スポーツを実施する効果

運動・スポーツを実施する効果としては、障害の有無に関わらず、健康の維持や体力の向上等の効果があり、障害の特性によっては、スポーツを実施することにより、高い効果が期待される事項があることが明らかとなった。

運動・スポーツを実施することで得られる効果

- 健康のための運動・スポーツや教育のための運動・スポーツ等の文化特性がスポーツにはある
- 運動・スポーツを実施する目的（効果）として、**健康の維持、体力の向上、技術の習得、仲間づくり、リハビリテーション**等がある
- 運動・スポーツが著しく不足すると、心血管系疾患、筋骨格系障害、代謝性障害、がん、肺疾患、心理的疾患の慢性疾患を引き起こしやすい
- **運動・スポーツを実施する効果は、障害者と健常者で基本的に差異はない**

特に障害者がスポーツを実施することで得られる効果

（障害種共通）
- リハビリテーション手段として、健康の維持や体力の向上に効果がある
- 運動・スポーツを実施することが生き甲斐となり、自信をつける、物事に積極的に取り組む等の効果がある
- 運動・スポーツを実施することが社会参加となり、信頼できる仲間づくりや体力向上に伴う行動範囲拡大等の効果がある

（特に知的障害）
- 運動・スポーツを通じた認知や情緒、社会性等の心理的な側面で効果がある

（特に精神障害）
- 気分の高揚や不安の改善、自己統制感や自己評価の改善等の認知機能の改善がある

（特に重症心身障害）
- スポーツ未経験者が多いため、スポーツを実施する場に向かうだけで、行動範囲が拡大する（前後の体験によりQuality of Lifeが向上する）

図：スポーツを実施する効果
（公益財団法人日本スポーツ協会「リファレンスブック」、
公益座ダイン法人日本パラスポーツ協会「障害のある人の指導教本」を基に作成）

また、スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」では、障害者が運動・スポーツを実施して良かった点として、「ストレスが解消される」「体を動かすことが楽しい」といった事項が挙げられている。また、運動・スポーツがもたらす効果としては、「健康・体力の維持増進」や「精神的な充足感」が挙げられていることが明らかとなった。

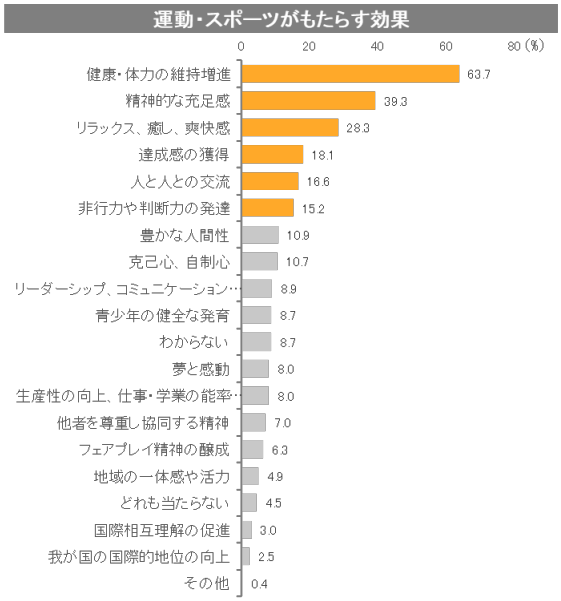

図：障害のある方を対象とした調査におけるスポーツの効果
（スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト
（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」を基に作成）

運動・スポーツの実施状況

障害のある方は、週 1 回以上の運動・スポーツ実施率は、障害のない方と比較して低いことや、障害のある方の 7-19 歳の運動・スポーツ実施率は 2022 年時点で 2021 年よりも 6.5%低下していることが明らかとなった。

また、小中学校では、約 20%程度の障害のある方が学校体育への参加頻度が半分以下であることが明らかとなった。

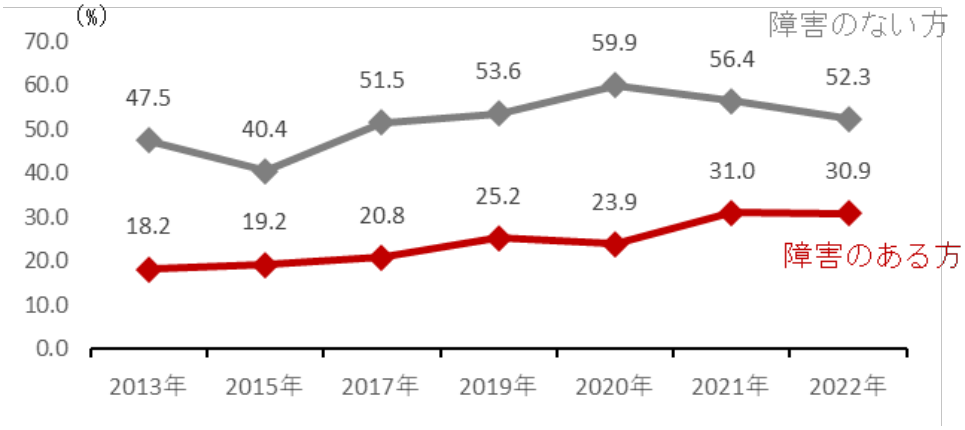

図：成人の週 1 回以上の運動・スポーツ実施率
（スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」、
「スポーツの実施状況に関する世論調査」、
「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）を基に作成）

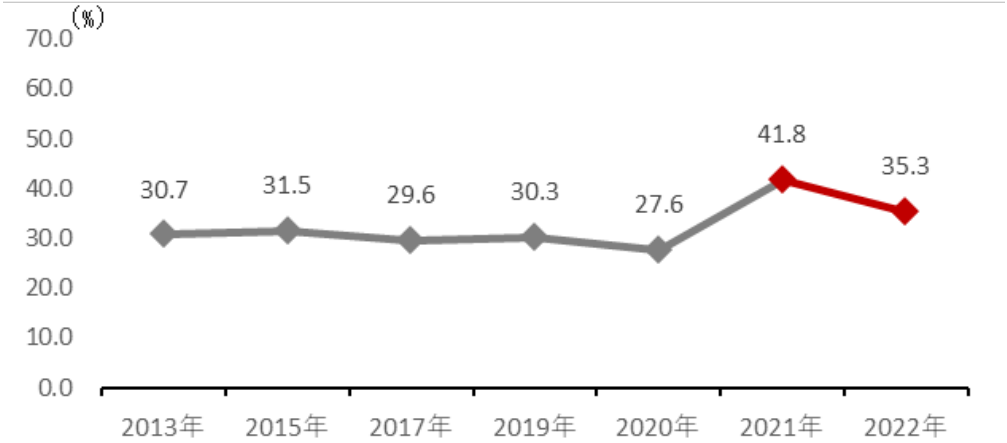

図：7-19 歳の障害のある方の週 1 回の運動・スポーツ実施率
（スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト
（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」を基に作成）

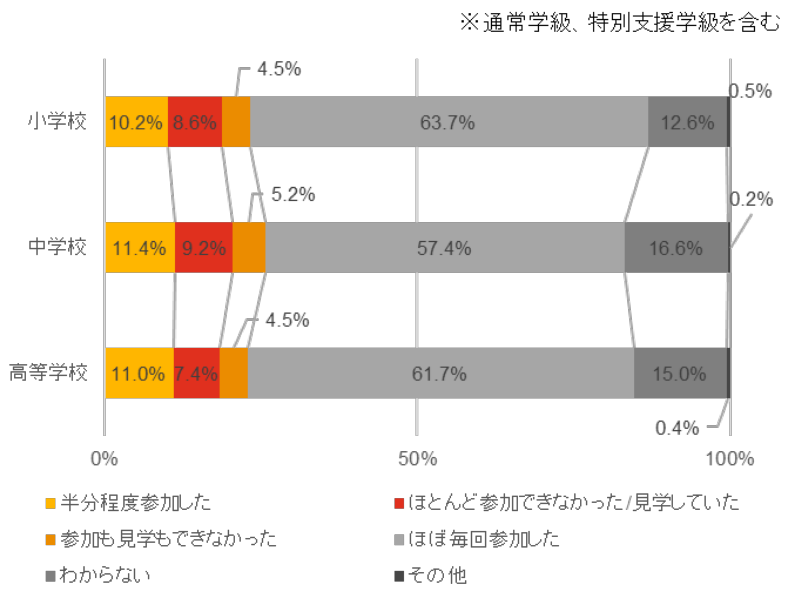

図：障害のある方の学校体育への参加状況
（スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト
（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」を基に作成）

運動・スポーツ実施時の課題

障害のある方は、障害のない方と比較して、スポーツ実施率が低いことを前述したが、障害のある方が運動・スポーツを実施しない、あるいはできない理由として、「特に理由はない」や「興味がない」、「嫌いである」といった事項が明らかとなった。また、運動・スポーツを実施する際の障壁としては、「体力がない」や「苦手である」といった事項が明らかとなった。

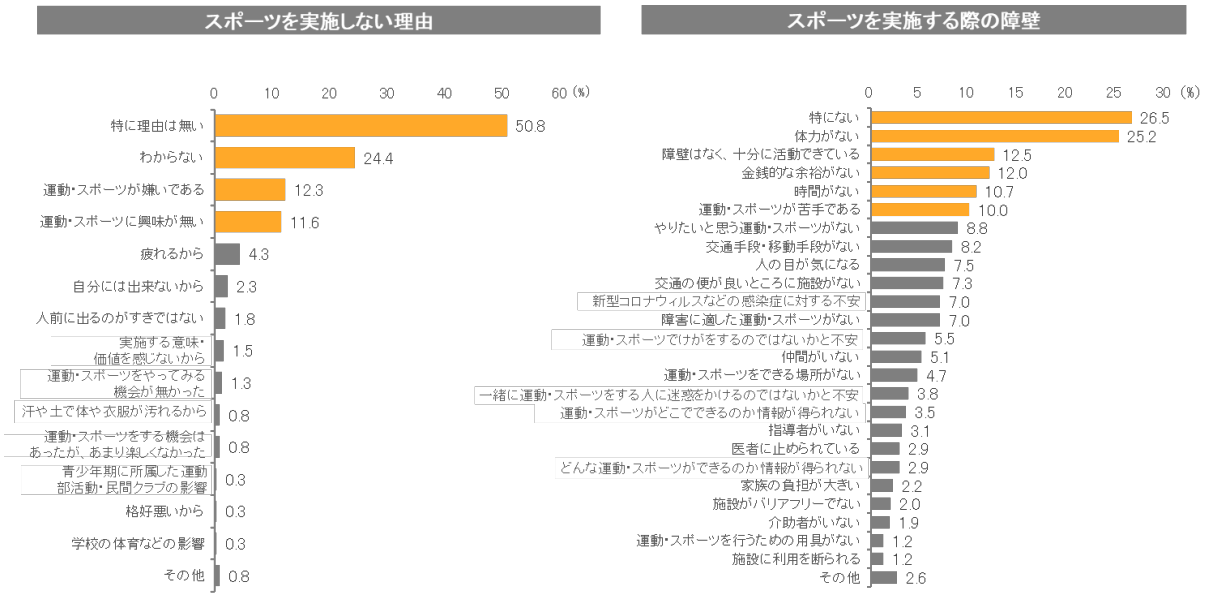

図：運動・スポーツを実施しない理由や障壁
（スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト
（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」を基に作成）

また、障害のある方や周囲の方を対象とした調査[5]では、運動・スポーツを実施するための課題として、障害特性への理解不足があることや、環境整備の難しさがあることが明らかとなった。これらの課題を解決するためには、「実施方法」や「コミュニケーション」「用具や環境」に関する工夫が挙げられていた。

運動・スポーツを実施するための課題

- **障害特性への理解不足**
  - 障害特性に対する正しい理解が為されず、運動・スポーツへの参加を過剰に断れてしまうことがある
  - 支援する大人の意識改革の難しさがあり、大人が子どもの運動・スポーツに対してブレーキをかけることが多い
  - （発達障害では）障害特性を理解し、個人の認知特性をりかいするための知識や経験が不足しており、人材も不足
- **運動・スポーツを実施する環境整備の難しさ**
  - 安全確保と運動・スポーツへの参加の両立が難しい
  - 家族の付添いが基本となっており、継続的な機会提供が難しい
- **運動・スポーツに対するネガティブなイメージ**
  - （発達障害では）通常学級に通っていた期間が長く、運動が得意でない子どもが利用しやすい用具を使ったことが無く、運動・スポーツに対する恐怖感が定着している
  - スポーツを実施する場合、競技性や真剣度が高く、ついていけない感覚がある

運動・スポーツを実施するための工夫

- **運動・スポーツの実施方法の工夫**
  - おもちゃを使用した遊びを運動・スポーツと捉えるなど、運動・スポーツとして想定される範囲を拡大することで、機会を確保する
  - 他の生徒と一緒に運動・スポーツをできる機会を作る
  - 本人の能力に合わせた運動・スポーツの選択肢の充実
  - 1人でも実施できる運動・スポーツを積極的に選ぶ
  - ゲーム要素を取り入れる
  - 勝ち負けがつかないルールへの変更
- **運動・スポーツの実施者に合わせたコミュニケーション**
  - 運動・スポーツに取り組む目的を丁寧に説明する
  - 1人1人の参加意欲を高める工夫をする
  - スモールステップでの指導を行う
  - フィードバックや褒めることにより楽しさを感じてもらうこと
- **用具や環境の整備**
  - 医療的ケアがしやすい場所を確保する
  - 持ち運び可能な吸引機を利用する

図：運動・スポーツを実施するための課題や工夫
（スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト
（実態把握が十分でない障害種の方のスポーツ実施に関する現状把握調査）」を基に作成）

イ）障害の基礎的情報

障害の種類

内閣府「障害者白書」では、「身体障害」「知的障害」「精神障害」を障害者基本法に基づき障害の種類として紹介しており、発達障害については、その他の分類として掲載していた。

また、公益財団法人日本パラスポーツ協会が発行する「JPSA 公認障がい者スポーツ指導者 Q&A」においては、「身体障害」、「知的障害（発達障害を含む）」、「精神障害」という分類で、障害の種類を掲載していた。身体障害には、「脊髄損傷」、「脳原性障害（脳血管障害、脳性麻痺、高次脳機能障害）」「欠損・切断」「視覚障害」「聴覚障害」「内部障害」を紹介していた。

障害種別の特性

日本パラスポーツ協会が発行する「障がいのある人の指導教本」や内閣府のポータルサイト（障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト）では、各障害の特性として、障害の起因や外見上の特徴、身体機能の特徴等を報告していた。

[5] スポーツ庁「障害者スポーツ推進プロジェクト（実態把握が十分でない障害種の方のスポーツ実施に関する現状把握）」

表：障害種別の特性（身体障害：肢体不自由）[6]

種類	テーマ	内容
切断・欠損	障害の起因や概要	・先天的に四肢の形成が障害される場合や、生後の事故等によって四肢を失う等、形態的な障害により運動障害が起こる ・スポーツを実施する場合は、肘関節・膝関節の機能が温存されているかは大きな影響がある
	特徴	・上肢や下肢に切断や機能障害のある方
脊髄損傷	障害の起因や概要	・脊髄に起因する障害で、運動の伝達経路や筋肉の機能などに障害が起こる（対麻痺や四肢麻痺等）
	特徴	・自律神経障害や呼吸機能障害も起こり得る ・心拍数や血圧の上昇が見られないこと ・体温調節が困難で、熱中症対策を十分にすべき ・骨の突出している箇所は、褥瘡が起こりやすい ・排便や排尿障害がある　等
中枢神経障害	障害の起因や概要	・脳の機能に原因があり、運動障害が現れるもの ・脳性麻痺は風疹、トキソプラズマ症等の胎内感染や、周産期仮死や分娩時の外傷、脳炎、髄膜炎等が原因 ・脳血管障害の分類は、無症候性、局所性脳機能障害（一過性脳虚血発作、脳卒中）、血管性痴保、高血圧性脳症
	特徴	・脳性麻痺には、わずかにぎこちなさが残る軽いものから、痙縮で腕や脚が曲がっている、補装具、松葉杖、車いすなどの補装具が必要な場合もある ・脳性麻痺の主な種類として、痙直型、アテトーゼ型、運動失調型、混合型があるが、知的障害、視覚障害、聴覚障害等が見られる場合もある ・文字の記入や話すことが難しいケースもある ・脳血管障害では、運動障害や知覚障害、知的障害、情動障害、高次脳機能障害がある ・高次機能障害は、失語症や失行症、失認症などがあるが、外見上わかりにくい
その他		・座位や立位の姿勢保持が難しいケースもある ・移動に制約があるケースもある（下肢障害、車いす使用）

[6] 日本パラスポーツ協会「障がいのある人の指導教本」および内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」を基に作成

表：障害種別の特性（身体障害の肢体不自由以外）[7]

種類	テーマ	内容
視覚障害	障害の起因や概要	・ 視覚障害の原因疾患として、「緑内障」「網膜色素変性」「糖尿病網膜症」「黄斑変性」「レーベル遺伝性視神経症（レーベル病）」「網膜剥離」 ・ 視力および視野に障害がある
	特徴	・ 全く見えない方と見えづらい方がおり、見えづらい方の中には、「細部がよくわからない」「光がまぶしい」「暗いところで見えにくい」「見える範囲が狭い」「特定の色がわかりにくい」方がいる ・ コミュニケーション手段として音声が重要 ・ 音声や手で触れることにより情報を獲得している ・ 文字の読み書きが困難 ・ 慣れていない場所では１人で移動することが難しい
聴覚障害	障害の起因や概要	・ 音が耳介から外耳道を経て、大脳にある聴覚中枢に至るまでの経路に障害がある ・ 難聴の分類や疾患として「伝音難聴（滲出性中耳炎、真珠腫性中耳炎、耳硬化症　等）」、「感音難聴（突発性難聴、加齢性難聴、騒音性難聴、遺伝性難聴、聴神経腫瘍等）」「混合難聴」がある
	特徴	・ 外見からはわかりにくい障害 ・ 全く聞こえない方と聞こえにくい方がおり、言語障害を伴う方と伴わない方もいる ・ 視覚を中心に情報を獲得している ・ 声に出して話せていても、聞こえているとは限らない ・ 補聴器をつけていても会話が通ずるとは限らない
内部障害	障害の起因や概要	・ 内臓機能の障害であり、障害者手帳の交付対象は「心臓機能障害」「腎臓機能障害」「呼吸器機能障害」「ぼうこうまたは直腸機能障害」「小腸機能障害」「ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害」「肝臓機能障害」
	特徴	・ 外見からわかりにくく、特に難病においては症状の変化が毎日あり、日によって変化が大きい ・ 疲れやすい方やたばこの煙が苦しい方もいる ・ トイレに不自由されている方もいる ・ 心臓機能障害：不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障害で、ペースメーカー等を使用している方もいる

[7] 日本パラスポーツ協会「障がいのある人の指導教本」および内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」を基に作成

		・ 肝臓機能障害：肝臓の機能が低下した障害で、倦怠感、黄疸、出血傾向、易感染性、吐血、意識障害等が生じやすい方もいる　等
知的障害	障害の起因や概要	・ 概ね 18 歳までの心身の発達期に現れた知的機能の障害 ・ 知的障害は原因を確定できない場合が多いが、原因として出生前の「染色体異常、脳奇形・発生異常　等」、出生期の「仮死による低酸素性能病変、未熟児出生　等」、出生後の「後天性感染症（脳炎等）　等」がある ・ 知的障害の最も重い例として、言語障害やてんかんなどを重複している場合も多い（重症心身障害児・者） ・ 併存の多い精神疾患として、「自閉スペクトラム症（ASD）」「注意欠如・多動性（ADHD）」「気分障害」等がある
	特徴	・ 障害により、知的の遅れと社会生活への適応のしにくさがある ・ 重度障害では同伴者と行動される方も多く、軽度障害では会社で働いている方も多い ・ 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい方もいる ・ 人に尋ねたり、自分の意見を言うのが苦手な方もいる ・ 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいる ・ 1 つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返す方もいる　等
発達障害	障害の起因や概要	・ 知的障害以外の発達障害として、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習障害、運動障害等が該当 ・ 自閉症、学習障害、注意欠陥・多動性障害等の脳機能障害であり、通常低年齢において症状が発現 ・ 自閉症では、知的障害を伴う場合と伴わない場合がある
	特徴	・ 外見から分かりにくい ・ 相手の表情・態度やその場の雰囲気を読み取ることが苦手な方もいる ・ 自閉スペクトラム症では、言葉を発するが対人関係の中で的確に言葉を使用できない ・ 注意欠如・多動症では注意集中を保てる時間が短い　等
精神障害	障害の起因や概要	・ 統合失調症やうつ病、双極性障害等が精神障害に該当するが、病名告知が為されないケースも少なくない ・ 再発の危険性を有し、病状・障害固定の判定が難しい

	特徴	・ 適切な治療・服薬、周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域で安定した生活を送っている ・ 社会の根強い誤解・偏見が存在 ・ 主な特徴として、以下のような事項が挙げられる － ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多い － 外見から分かりにくい － 障害について理解されず、孤立している方もいる 等 ・ 上記以外に各障害によって、以下のような特徴が挙げられる － 統合失調症：幻聴や被害妄想等（急性期）、就労問題等の生活上の困難（慢性期） － うつ病：転勤や入学、定年、子離れ、コロナ渦等の生活環境等の変化が誘因 － 双極性障害：気分が高揚し、開放的または易怒的となる 等

障害種別の配慮事項

内閣府が発行する「障害者白書」には、まず押さえるべき事項として、障害者差別解消法の概要やその詳細として、不要な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が報告されている。

・ 障害者差別解消法：
障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に資すること
・ 差別を解消するための措置：
－ 不要な差別的取扱いの禁止（国・地方公共団体・事業者：法的義務）
（例）「受付の対応を拒否」、「本人を無視して介助者や支援者、付添いの人だけに話しかける」、「介助者無しの入店の拒否」 等
－ 合理的配慮の提供（国・地方公共団体：法的義務、事業者：努力義務[8]）
（例）「携帯スロープで補助」、「意思を伝えあうために絵や写真のカード、タブレット端末等を使用する」、「障害のある方から代筆を依頼され、代筆に問題が無い場合に意思を十分に確認しながら代筆する」 等

また、合理的配慮の提供において、押さえておくべき心構えや避けるべき言葉[9]について、以下のように報告されています。

・ 合理的配慮の提供において押さえておくべき心構え：

[8] 2024 年 4 月より事業者においても合理的配慮の提供は義務化
[9] 内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」および東京都「障害のある方への接遇マニュアル」

- 人権を尊重し、プライバシーに配慮すること
- 人権を尊重し、プライバシーに配慮すること
- 相手（障害のある方）の立場に立った、分かりやすいコミュニケーションや安心感を持たれる対応に努めること

・ 合理的配慮の提供において避けるべき言葉：
- 先例がありません：先例が無いことは合理的配慮の提供を断る理由とならない
- 特別扱いできません：障害の有無に関わらず、同じように実施できる状況を整えることが必要
- もし何かあったら：漠然としたリスクではなく、どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討することが必要
- その障害種別ならば：同じ障害種別でも障害の程度などによって適切な配慮が異なるため、障害種別によって一括りとせず検討することが必要

これらの前提を押さえたうえで、各障害の特徴に応じたコミュニケーションが重要であることを、各種マニュアルやウェブサイト[10]では訴求していた。

表：各障害におけるコミュニケーションのポイント

種類	コミュニケーション	留意点
肢体不自由	・車いすの方の階段の上り下り等を支援する際には、声掛けを行いながら実施 ・言葉に障害があり、聞きにくい場合は、手がかりとなる単語を伝えることや、文字で書いて内容を確認する	・書類等に記載された障害名等は、プライバシー保護のため声に出して読み上げてはならない ・代筆が必要な場合は、本人の意思を確認してから代筆を行う 等
視覚障害	・どのように支援すればいいか本人に聞く ・支援する際には、視覚障害の方の近くまで行き、前から声をかける	・短い距離であっても、腕や白杖を掴む、肩や背中を後ろから押してはいけない ・書類等の読み上げを省略しない 等
聴覚障害	・どのような方法でコミュニケーションを取れば良いか確認する	・手話通訳者等がいる場合であっても、本人に向かって会話する ・内容が伝わっているか適宜確認する 等
	・音声でのコミュニケーションの場合は、常に顔の見える位置でゆっくりと会話しながらも、おおげさな話し方を避ける	・聞く準備ができていないときは注意を促す ・補聴器を使っている方には通常の声の大きさで会話する ・近づいて会話する 等

[10] 内閣府「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」および東京都「障害のある方への接遇マニュアル」

	・ 筆談でのコミュニケーションの場合は、短く簡潔な文章を記載し、日常的に使用する漢字を利用する	・ 記載された内容が理解できない場合は、本人に質問する
内部障害	・ 本人に必要な支援を聞く	・ 体力低下のため感染しやすいため、風邪の時などはうつさないよう配慮する ・ 原因疾患等の不要なことは聞かない（プライバシー保護）
知的障害	・ 自主性や本人の意思尊重のため、まず本人に話しかける ・ 相手の年齢に応じた言葉を使用する	・「わかりやすく」「ゆっくりと」「簡潔に」伝え、必要に応じて絵や図、メモ等を利用し、理解状況を確認する
発達障害	・ 基本的に、知的障害の方へのコミュニケーションと類似	
精神障害	・ 相手の話に耳を傾け、相手に合わせた会話を行う	・ 説明や助言はゆっくりと、具体的かつ簡潔に行う

ウ）障害種別のスポーツ指導方法

スポーツ指導者が理解しておくべき事項

公益財産法人日本スポーツ協会が発行する「リファレンスブック」[11]では、指導者の役割を以下のように定義している。

・ 指導者の役割
プレーヤー自身が“なりたい”と思う自分に近づくために、その活動をサポートする存在であるとともに、スポーツの意義を社会に発信し、望ましい社会の実現に貢献する

また、指導者が対応する事項としては、以下のように定義している。

・ 専門的な知識や技能のコーチング
・ コミュニケーションスキルを身に付け、プレーヤーのやる気と自立心を育てるサポートをする
・ スポーツマンシップとフェアプレーに代表されるマナー、エチケットなどスポーツ規範を身に付けさせるためのサポートをする
・ プレーヤーが明確な目標を設定できるようサポートする
・ スポーツを継続できるようにサポートする
・ スポーツとの出会いをコーディネートする
・ スポーツの仲間をつくるためのサポートをする
・ 快適なスポーツライフを構築するための方法や内容についてサポートする
・ 長期一貫指導システムの理念と方法を理解し、個々人の年齢、技能、ニーズにあったその年代におけ

[11] 日本スポーツ協会が養成する公認スポーツ指導者の資格を取得する際に活用するテキスト

る最適な指導を行う
・ メディカル・コンディショニングスタッフ、マネジメントスタッフなどと協力し、プレーヤーに対し、最適な環境を提供する
・ 自ら研鑽に努め、社会に評価される指導者を目指す

上記のような事項については、障害のあるなしに関わらず、理解しておくべき事項であると考えられる。

また、障害のある方への指導においては、公益財団法人日本パラスポーツ協会が発行する「障害のある人のスポーツ指導教本」にて、以下のようなポイントを障害者スポーツの特徴として訴求している。
・ 障害者スポーツは特別なスポーツではない
  - 障害のある方に対するスポーツを指導するうえで、特別なことを教えなければならないということはない
  - 障害者のある方、個々に向き合い、仲間として、一緒にスポーツを親しむことが、障害者スポーツの指導者である
・ 障害者スポーツには「クラス分け」がある
  - 障害そのものが競技結果に直接影響することを避け、競技を公平・平等に実施するために用いられる
・ 障害者スポーツの指導で特に意識しなくてはならない事項
  - 目的を明確に捉えること（競技スポーツ、生涯スポーツ、リハビリテーション等）
  - 障害に注目するのではなく、その人自身に注目すること（人間第一主義）
  - 医師との連携を勧めること
  - 施設や用具、ルールをその人の身体状況や知的発達状況に合わせて工夫すること（インクルージョン等）
  - 障害の種別に応じたコミュニケーションを意識すること
  - 障害のある方自身が物事の判断や決定をしていけるよう支援すること

障害のある方へのスポーツ指導における課題

平成 24 年に実施された調査[12]では、障害のある方へのスポーツ指導において、「仕事や学業と重なることが多い」や「指導に不安がある」、「活動の場に関する情報が少ない」といった事項が報告されている。また、実際の指導時の不安として、「障害に起因する配慮すべき事柄」や「経験不足」、「ルール等に関する知識」が挙げられている。

[12] 文部科学省「障害者スポーツ指導者に関する調査」

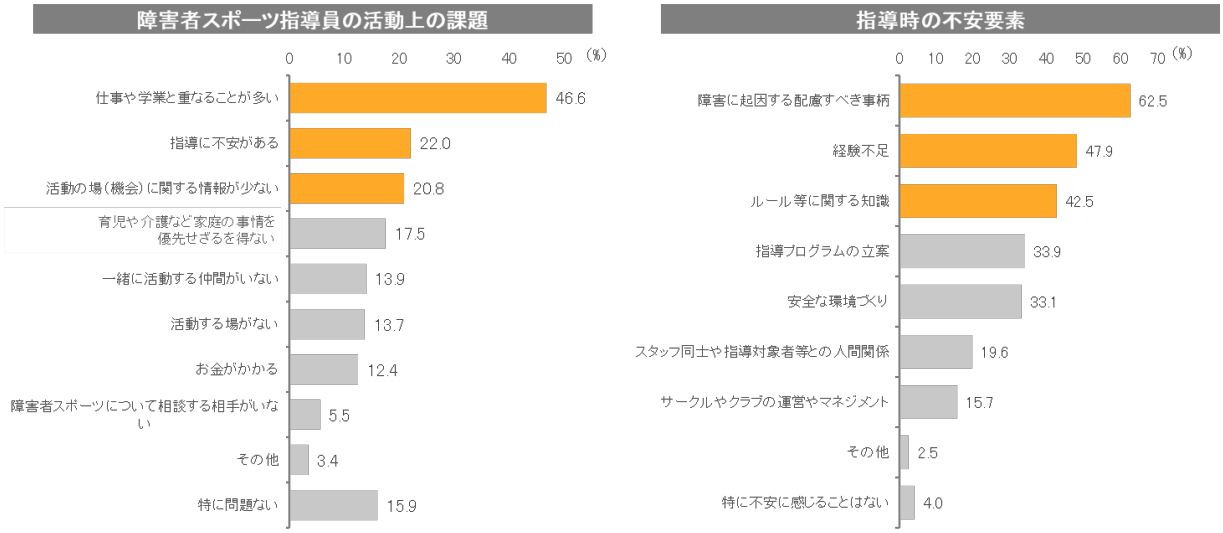

図:障害のある方へのスポーツ指導における課題
(文部科学省「障害者スポーツ指導者に関する調査」を基に作成)

スポーツ指導時の注意事項

前述のスポーツ指導者向けの教本[13]においては、スポーツを実施する環境を整備するために、「安全で」「正しく」「楽しい」という要素が重要であることを報告している。

また、安全面への配慮として、活動の準備、スポーツ活動、活動の終了後という一連の流れを意識しながら取り組むことが必要であることが示されている。

	活動の準備	スポーツ活動	活動の終了後
指導対象	対象者の年齢や性別、障害の種別や程度、コミュニケーション力、投薬やてんかん、スポーツ歴等の確認	対象者への質問や観察、健康状態の確認	怪我発生時は、本人・家族に状況を確認
施設	空調の有無、AEDや救急用品の有無・場所、施設の動線やアクセスの確認(用具等が故障している場合は修理・修繕)	事故発生時は施設関係者に速やかに連絡	・当日生じたヒヤリハット等を確認し、対応策を検討 ・事故や怪我が発生した場合は、原因分析と行動検証を実施
その他	・緊急時対応マニュアルの作成(自然災害を含む) ・医療・福祉関係者や家族と障害や健康状態等を確認 ・保険の加入	・天候の変化に即した活動継続の判断 ・事故発生時は応急手当や救急搬送等の医療機関との連携	

図:安全面への配慮の流れ
(日本スポーツ協会「リファレンスブック」および
日本パラスポーツ協会「障がいのある人のスポーツ指導教本」を基に作成)

[13] 日本スポーツ協会「リファレンスブック」および日本パラスポーツ協会「障がいのある人のスポーツ指導教本」

障害種別のスポーツ指導方法

日本パラスポーツ協会が発行する「障がいのある人のスポーツ指導教本」では、障害種別に指導時の留意点として、障害の程度や状況、コミュニケーション方法等、各個人によって異なる点を始めに把握することが重要であると示されている。また、これらのポイント以外の留意点として、運動中の確認ポイントやスポーツ実施環境の確認ポイント等を報告している。

表：章以外種別でのスポーツ指導時の留意点

種類	スポーツを始める段階で把握した方が良い点	左記以外の運動中の留意点や実施環境の確認ポイント
肢体不自由	・麻痺や切断、筋力状況を把握する	・現在の障害状況および障害レベルが、スポーツ活動を通じて重度化しないこと ・脊髄損傷や頸髄損傷等では、臀部などの褥瘡に留意すること ・発汗機能状況が悪い方のために冷却用具を準備すること ・脳血管障害の場合は、生活習慣病を有しているケースが多いため、血圧の状況や健康状態の把握に特に努めること －飲み込みの障害がある場合もあるため、特に水泳を行う場合にはかかりつけ医に相談すること
視覚障害	・視覚障害の状況や視覚レベルを把握する ・障害が先天的/後天的障害を把握する	・スポーツ活動を実施する場所の事前確認を行う（本人と指導者が一緒に活動場所の広さや使用する用具を確認する） ・他の人が活動しているか等の周辺状況を事前説明する ・障害物がある場合は、移動するまたはマットやタオル等で覆う
聴覚障害	・コミュニケーション方法を確認し、手話ができなくても、筆談等の方法を用いてコミュニケーションを取る	・基本的にどのようなスポーツも実施可能 ・指導内容は明確に伝える ・活動中は、できる限り頻繁にコミュニケーションを取る
内部障害	・基礎となる疾患および運動禁忌事項を把握する ・運動開始前には、医療機関にてメディカルチェック等を実施することが望ましい	・疾患を理解し、運動強度・頻度を適切に助言する

知的障害	・言葉や指示の理解度合いは障害の程度によって異なるため、効果的な支援・指導や安全な活動環境の整備に向けて個々の特徴（障害の程度やコミュニケーション法　等）を理解する ・発達段階と生活年齢の差異を把握する ・てんかん発作を有する方もいるため、施設の突起物等への対応や発作に対する対処方法を事前に確認する	・身体不調や変化を訴えることが苦手な方もいるため、運動開始前や運動中の状態を観察する ・言葉の意味の理解や推測、自身の意思を伝えることが苦手な方もいるため、指導者は何度も動きを行う等、視覚導入に努める ・本人の得意・不得意に合わせて、絵や文字、手本を行う等視覚的にわかりやすい環境を作り、具体的な指示を行う ・休憩時間の理解が苦手な方もいるため、指導者が具体的な動きと指示を行う
精神障害	・症状改善や医学的リハビリテーション、社会参加促進等、スポーツを実施する目的を把握する	・対人関係に敏感になっている方が多く、批判的な言い方や過度に心配されることを苦手としていることに留意する

※上記表作成時に参考とした「障がいのある人のスポーツ指導教本」においては、「知的障害（発達障害を含む）」といった記載が為されている

3. ヒアリング調査

①調査目的

ヒアリング調査は、前述の通り、デスク調査で明らかとすることが難しいスポーツ指導現場での実践内容を把握することを目的とした。

上記のような目的に即し、実際に障害のある方の指導や指導者養成に携わる方々（計 12 名・団体）を対象にヒアリング調査を実施した。

なお、ヒアリング対象者は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、知的障害、発達障害、精神障害という種類を網羅できるよう抽出した。

表：ヒアリング対象者の概要（11 名・団体）

No	ヒアリング対象者の紹介	対象障害
1	地域の障害者スポーツセンターで勤務経験を有し、日常的に幅広い障害のある方々に様々な指導経験を有する方	全般
2	地域における障害のある方のスポーツ実施環境の整備に取り組むとともに、長きに渡り障害のある方の競技力向上に指導者として携わる方	全般
3	トレーナーとして、幅広い障害のある方をサポートする方	全般
4	重度の障害のある方（子どもを含む）等を対象に、安心してスポーツを楽しむことや継続的にスポーツへの参加を繋げることを目的とした普及講習会を実施している団体（指導者）	肢体不自由 視覚障害
5	部活動や学校体育、競技力向上等の幅広い領域で障害のある方を対象に指導している方	聴覚障害
6	スポーツクラブで指導する聴覚障害のある方	
7	指導者の養成や指導者資格の認定、スポーツを実施する効果を普及啓発する団体	内部障害
8	スポーツを誰もが身近に楽しめる環境の整備に尽力し、障害のあるなしを超えた活動を追求している団体（指導者）	知的障害 発達障害
9	地域におけるクラブ等と連携し、障害のある方への指導プログラムの開発に取り組む団体（運営者）	
10	部活動で障害のある方を対象に指導している方(2 名)	
11	長く障害のある方のスポーツクラブを運営するとともに、日頃障害の無い方を指導している方も指導に参画して活動している団体（指導者）	精神障害

②調査観点

ヒアリング調査ではデスク調査にて把握することが難しいスポーツ指導現場での実践的な内容を把握することを目的としているため、以下のような具体的な事項について、対話形式で伺った。

なお、実施方法については、ヒアリング調査を承諾いただいた方と調整し、オンラインや対面等、柔軟に設定した。

表：ヒアリングにおける調査項目

・ 障害のある方に見られる身体機能の特性 ・ 身体機能の特性を踏まえて実施しているエクササイズやトレーニングの内容
・ スポーツやトレーニングを指導する際に留意したほうが良い事項 （安全面への配慮やコミュニケーション方法）
・ ヒアリング対象者自身や他の指導者において、障害者にスポーツ指導を実施した際に苦労した点

③調査結果

ヒアリング調査を通じて把握した事項は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、知的障害、発達障害、精神障害の種類ごとに、調査観点である「身体機能等の特性」「身体機能等の特性を踏まえた活動」「安全面への配慮」「コミュニケーションの工夫」「指導者の困りごと」といったテーマで整理した。

なお、知的障害と発達障害については、スポーツ指導時の留意点が類似することから、後述の障害者対応指導ツールにおいて並記しているが、ヒアリング調査の結果については分けて記載する。

表：肢体不自由におけるヒアリング調査の結果（概要）

テーマ	内容
身体機能等の特性	・ 欠損や切断箇所により、当該周辺箇所の筋力が弱い、可動域が狭い、体幹が弱い等、個人の障害による特徴が見受けられる。 ・ 脳性麻痺の場合は、身体のバランスが悪い、身体の操作が難しい等の特性が見受けられる。
身体機能等の特性を踏まえた活動	・ 指導対象者の発育発達の状況に合わせたトレーニングが重要。 ・ 四肢欠損や切断の場合は、基本的に健常者と同じトレーニング内容を実施する（走る、跳ぶ等の基本が重要）。 ・ 脳性麻痺の場合は、身体の操作性等を習得するために水中で運動を実施することも肝要。
安全面への配慮	・ 指導対象者の障害の特性に応じた配慮を行う。（車いすの乗り換え、褥瘡や凍傷　等） ・ 立ち姿勢を保持しづらい方のトレーニング時は、補助具（掴む器具等）を準備する。 ・ 始めから過度に運動をしないことが重要。
コミュニケーションの工夫	・ 障害特性を理解するために、指導対象者や保護者とのコミュニケーションを取る（タイミングには留意が必要）。 ・ 指導対象者に楽しんでもらえるようコミュニケーションを工夫する
指導者の困りごと	・ 介助が必要と思われている可能性もあるが、実際のスポーツ指導現場で介助が必要なケースは少ない。 ・ 初めて指導する際には、脊髄損傷や二分脊髄、麻痺等の障害特性の理解

	が及んでいないことがある

表：視覚障害におけるヒアリング調査の結果（概要）

テーマ	内容
身体機能等の特性	・スポーツ開始時は、身体の緊張状態が見受けられるケースもある。 ・前傾姿勢や後傾姿勢等、姿勢に見られる特徴は人それぞれである。
身体機能等の特性を踏まえた活動	・筋の緊張状態が見受けられる場合には、リラックスさせる活動も必要。 ・姿勢改善等の取組については、障害のあるなしに関わらず大きな違いはない。
安全面への配慮	・指導対象者の視力や視野等の特性に合わせた指導や支援を行う。 ・サスペンショントレーニングを用いる等、トレーニング時は掴む器具等を利用して実施することも一案。
コミュニケーションの工夫	・先天的に障害がある場合は、運動のイメージが少ない可能性もあるため、手取り足取り指導する。 ・指導者が見本の姿勢をとり、指導対象者に身体に触れてもらいながら動作を指導することも一案。
指導者の困りごと	・介助が必要と思われている可能性もあるが、実際のスポーツ指導現場で介助が必要なケースは少ない。

表：聴覚障害におけるヒアリング調査の結果（概要）

テーマ	内容
身体機能等の特性	・基礎疾患の有無やスポーツ経験により、スポーツを実施した際の疲労度等に差異は見られるが、身体機能について障害の無い方と大きな差異はない。 ・音声によりコミュニケーションを取ることが難しいため、指導内容等がうまく伝えられないといったケースはある。
身体機能等の特性を踏まえた活動	・音声によるコミュニケーションが難しいため、指導対象者と指導者・周囲の参加者等との間で、指導者や周囲の環境を確認するタイミング等について、事前にルールを決めたうえで、実施することが肝要。
安全面への配慮	・体育の授業では、実施するスポーツや活動の危険なポイントを、手話や資料、スマートフォン等の文字起こし機能を利用し、スポーツ実施者が理解するまで伝えている（視覚的に情報を認識することが重要）。 ・学校体育を通じてスポーツを始める方もおり、スポーツ経験が無い場合には、疲労が溜まりやすい、活動中に目まいが起きる等があるため、指導対象者の観察が必要（基礎疾患として、メニエール病等がある場合は、留意が必要） ・人工内耳を付けている場合は、頭部への衝撃を避ける必要がある（サッカーのヘディング等）

コミュニケーションの工夫	・スポーツ指導を行う上で、指導対象者の観察も重要であるが、信頼関係を構築するうえで、コミュニケーションが最も重要である。 ・手話でコミュニケーションを取れることが望ましいが、近年はスマートフォンを利用して相互に文字を打ちながらコミュニケーションを取るケースも多い。 ・人工内耳を付けている場合は、音声によりコミュニケーションが取れるケースもあるが、片耳にのみ補聴器を付けているケースもあり、どちらの方向からコミュニケーションを取るか等、指導対象者の特性に合わせて柔軟に調整する必要がある。
指導者の困りごと	・初めて指導する際には、コミュニケーションに苦労すると思われるが、信頼関係を構築することから指導は始まる。 ・自身のことを知ってもらうこと、相手のことを知ることが重要である。

表：内部障害におけるヒアリング調査の結果（概要）

テーマ	内容
身体機能等の特性	・障害の程度が固定できず、医療機関の指導のもと運動を行うが重要である。 ・障害特性を踏まえた一律の活動等は無い。
身体機能等の特性を踏まえた活動	
安全面への配慮	・障害の程度が悪化しないよう運動強度や内容に留意する。 ・指導対象者を観察し、体力レベルを把握する。 ・服薬に関する最低限の知識を持ち合わせていること。
コミュニケーションの工夫	・指導対象者より服薬の有無や内容、影響等をヒアリングする。 ・活動前に可能であれば問診等で障害の特性を把握する。
指導者の困りごと	・指導対象者から障害の有無等について共有していただけないケースもある。

表：知的障害におけるヒアリング調査の結果

テーマ	内容
身体機能等の特性	・障害の特性により、運動技術の習得に時間が掛かるケースもある。（例：ボールを投げる　等） ・対人関係が苦手な方もおり、コミュニケーションを取ることが苦手なケースもある。 ・真面目な性格の方が多い印象であり、トレーニングを頑張りすぎてしまうケースが多い印象もある。
身体機能等の特性を踏まえた活動	・運動技術の習得等に時間を要す場合には、個別にトレーニングや目標設定を行う。 ・コミュニケーションが苦手の場合は、個別に丁寧に話をする等、個別に対応する。

安全面への配慮	・活動中に想定される事項を踏まえ、事前に指導者間でルールを整理する。 （例：活動場所の外に出ていく、突然座り込む　等） ・服薬の有無や内容について確認する。
コミュニケーションの工夫	・障害の基本的な知識や指導対象の既往歴、性格を把握する。 ・視覚的な情報を用いながらコミュニケーションを図る活動場所では、指導対象者の心理的安全性を担保する。 ・指導内容を家族に共有することも一案。
指導者の困りごと	・他の団体や指導者に相談する機会が少ない。

表：発達障害におけるヒアリング調査の結果

テーマ	内容
身体機能等の特性	・様々な特性が見られるが、不器用さが見られるケースが多い。 （例：急に止まる、方向転換する等が苦手　等）
身体機能等の特性を踏まえた活動	・不器用さが見られる場合には、運動を細分化し、シンプルな動きから徐々に発展的な練習に移行する。
安全面への配慮	・活動中に想定される事項を踏まえ、事前に指導者間でルールを整理する。 （例：活動場所の外に出ていく、突然座り込む　等）
コミュニケーションの工夫	・指導対象者の個性を事前に把握すること。 ・指導対象者が成功体験を積めるよう、褒める等のポジティブなコミュニケーションが必要。 ・同じような失敗が続く場合には、全体周知後に別途紙を渡す等、個別に対応する。 ・指導対象者や保護者が配慮されている、理解されている環境づくりを行うこと
指導者の困りごと	・他の団体や指導者に相談する機会が少ない。

表：精神障害におけるヒアリング調査の結果

テーマ	内容
身体機能等の特性	・身体的な障害がないため、健常者と運動技能や運動強度の大きな差異は無い。 ・健常者と比較して、認知機能に差が見られるケースもある。
身体機能等の特性を踏まえた活動	・認知機能に健常者と差が見られるケースがあるが、特別なトレーニング等を実施することはない。
安全面への配慮	・服薬の影響により、身体が重い、眠い、疲れやすい等の特徴が見受けられる。 ・活動前には睡眠状態等を確認する必要がある。運動中も眠いケースがあ

	る。
コミュニケーションの工夫	・ 表情やふるまい、言動を観察し、ウォーミングアップでのコミュニケーション等を通じて、個性を把握する。 ・ 自己肯定感を上げられるようポジティブな声掛けを行う。 ・ 過度に気を使うことや配慮しすぎる必要はない。
指導者の困りごと	・ 意図と異なるニュアンスで伝わるケースもあるため、指導者の言葉の選択は非常に重要である。

第 4 章 ツール作成に係る構成の整理および内容の検討

1. ツール構成の検討概要

障害者対応指導ツールは、前述のデスク調査やヒアリング調査を通じて把握した事項を基に作成した。構成検討時のポイントは、「第 3 章 各障害種に応じた優良事例等の情報収集」にて述べた通り、障害者対応指導ツールの想定される読者が手に取りやすく、読みやすいツールとすることに加え、他の障害者スポーツに関する教本との補完性や連続性を意識しながらも、障害者スポーツの指導に必要な初歩的な内容を取りまとめることとした。

なお、ツールの構成については、「第 2 章 検討委員会の編成および開催」にて述べた、「スポーツ指導者のための障害者対応指導ツール作成検討委員会」において、複数回に渡り議論を実施した。

2. ツール構成の概要

「スポーツ指導者のための障害者対応指導ツール作成検討委員会」を通じて、本事業で作成する障害者対応指導ツールは、スポーツ指導者（例：民間スポーツクラブスタッフや公共スポーツ施設スタッフ等）、学校教員、地方公共団体職員、医療関係者、スポーツ・医療系の学生、障害者（児）の家族を対象として想定し、構成することを決定した。なお、様々な対象が想定されるなか、特にスポーツ指導者を主なターゲットとして想定することとした。

スポーツ指導者が、手に取りやすく読みやすいツールとすること、また前述した指導者の障害のある方や障害者スポーツに対する理解レベルを踏まえて、障害者スポーツの現状等を取りまとめた「障害者スポーツの基本」や指導時の心構え等を取りまとめた「障害者スポーツ指導への入口」、障害別の指導ポイントを取りまとめた「障害者スポーツ指導の実践」という内容を中心に取りまとめることとした。

なお、障害者対応指導ツールのタイトルについては、スポーツ指導者を主なターゲットとしていること、障害者スポーツに関する内容を取りまとめていることを把握できるよう「スポーツ指導に携わる方に読んでいただきたい～障害者スポーツの初歩的な指導方法ハンドブック～」と設定した。

表：「スポーツ指導に携わる方に読んでいただきたい
～障害者スポーツの初歩的な指導方法ハンドブック～」（障害者対応指導ツール）の概要

テーマ		内容（概要）
第一章 障害者スポーツの基本	スポーツを実施する効果	・ スポーツを実施することにより、障害のあるなしに関わらず見込まれる効果（健康の維持や体力の向上 等） ・ スポーツを実施することにより、障害のある方に見込まれるより高い効果（生活の質向上や二次障害の予防）
	障害者スポーツの現状	・ 障害のある方のスポーツ実施率や学校体育への参加率 ・ 障害者スポーツ指導員の人数
第二章 障害者スポーツ指導への入口	スポーツを指導する際の心構え	・ 指導者に意識していただきたいマインドセット ・ スポーツ実施環境整備の概要 ・ 障害のある方への指導時に意識するポイントの概要

	スポーツを実施するための環境整備	・「安全で、正しく、楽しい」実施環境を整備するためのポイント ・スポーツの「活動前」「活動中」「活動後」のフェーズに分けた確認のポイント
	スポーツを実施するための工夫	・障害のある方がスポーツを実施するための少しの工夫のポイント（環境、ルールや用具、コミュニケーション）
	指導対象者とのコミュニケーション	・スポーツを実施するための工夫を踏まえた、コミュニケーションのポイント ・スポーツの「活動前」「活動中」「活動後」のフェーズに分けたコミュニケーションのポイント
	障害のある方へのスポーツ指導のメリット	・障害のある方に指導を行うことにより、指導者が得られるメリット
第三章 障害者スポーツ指導の実践	各障害に関するページの活用イメージ	・次頁からの各障害に記載されている事項の確認ポイントや活用方法
	各障害に関するページ	・肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、内部障害、知的障害・発達障害[14]、精神障害に関する代表的な特徴や指導対象者を理解するためのポイント、指導のポイント
	エクササイズやトレーニングを指導する際の確認ポイント（例）	・各障害に応じた特徴や指導ポイントを踏まえ、指導対象者の目的に合わせて、適切なエクササイズやトレーニングを指導するための確認ポイント
参考情報	Q&A	・障害のある方へ指導を行う際に、各章の内容以外に押さえていただきたい事項 －障害者差別解消法や合理的配慮の提供 －障害者スポーツの指導者資格や講習会・研修会 －女性を指導する際の留意点 －障害者スポーツの大会やルール －障害者スポーツ関連団体の情報 －エクササイズを取り入れる際のポイント

※詳細については、別添「スポーツ指導に携わる方に読んでいただきたい～障害者スポーツの初歩的な指導方法ハンドブック～」を参照されたい。

なお、第一章の前に、障害者対応指導ツール作成にあたってのメッセージや用語の定義、ハンドブックの活用方法等の内容を取りまとめた。また、他の教本やガイドブック等との補完性、連動性を担保するために、各ページから関連情報へリンクを設定した。

[14] 知的障害、発達障害については、米国精神医学会の診断・統計マニュアル第 5 版（DSM-5）では、双方が神経発達症に分類されていることから本事業では並記している

第 5 章 ツールの周知

1. ツール周知の検討概要

ツールの主な想定読者である指導者に対して、いかに効果的にツールを手に取っていただけるかという観点から周知方法を検討した。なお、ツールの周知方法についても「第 2 章　検討委員会の編成および開催」にて述べた、「スポーツ指導者のための障害者対応指導ツール作成検討委員会」において、複数回に渡り議論を実施した。

周知方法の検討にあたり、指導者の障害者スポーツへの関心度[15]を仮説として設定し、下記の「実行期」にあたる方は、本事業の検討外とした。なお、維持期については、本事業で作成したツールの利用者ではなく、ツールを普及いただく方として設定した。

表：障害者スポーツへの関心度（仮説）

関心度	想定される状態
無関心期	障害者スポーツ指導の必要性を感じていない
関心期	障害者スポーツ指導の必要性は感じているが、障害者スポーツ指導の機会が無い
準備期	障害者スポーツ指導の機会があり、指導方法等を学びたい
実行期	障害者スポーツの指導方法を学び、指導技術の向上を図りたい
維持期	継続的に障害者スポーツの指導現場で活動し、他者に対する普及啓発も実施したい

具体的には、指導者を養成しているスポーツ団体と協力した「直接的な周知」およびウェブマーケティングの手法を活用した SNS やウェブサイトを通じた「広範囲な周知」に分けて検討した。

①直接的な周知

直接的な周知の内容については、指導者の養成や資格認定等を実施する様々なスポーツ団体の研修会や講習会を通じて周知することを検討した。

[15] 厚生労働省「e ヘルスネット」を基に作成

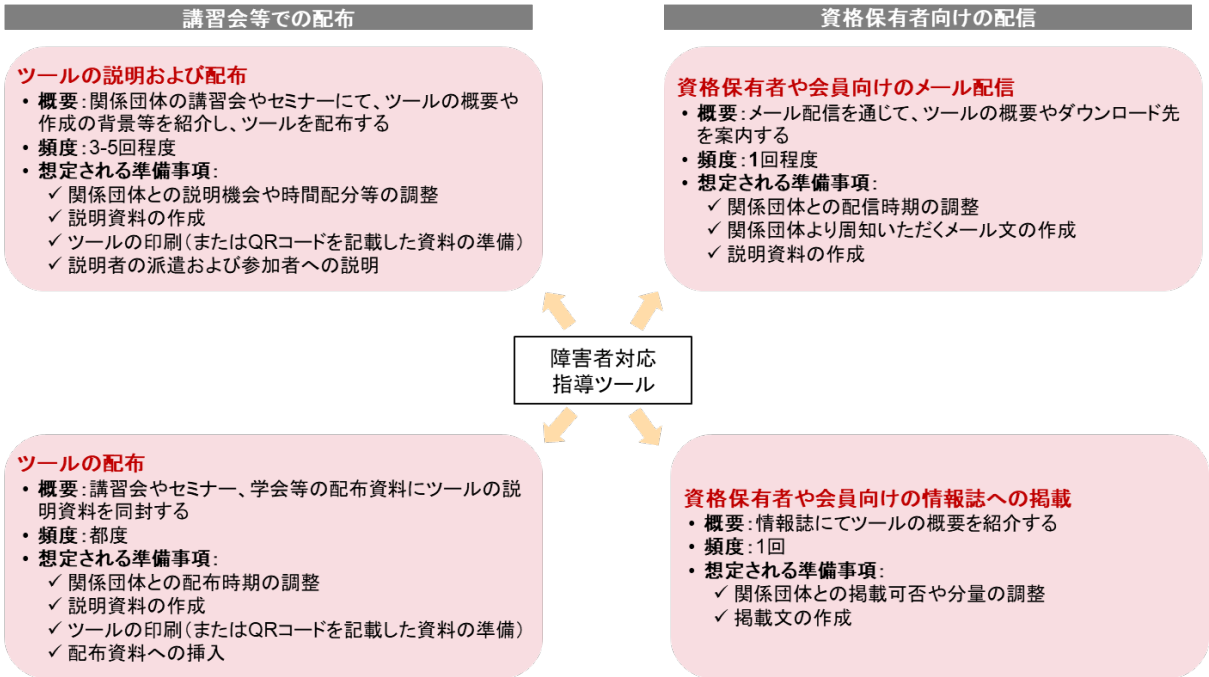

図：直接的な周知において想定される施策

これらの具体的な方法については、後述の調査研究デザインを見据えて、ツール配布後に活用頻度等を含めてよりコミットできることや多くの方に訴求可能であること等の観点に基づき、「ツールの説明および配布」「資格保有者や会員向けのメール配信」を優先的に取り組む施策として検討した。

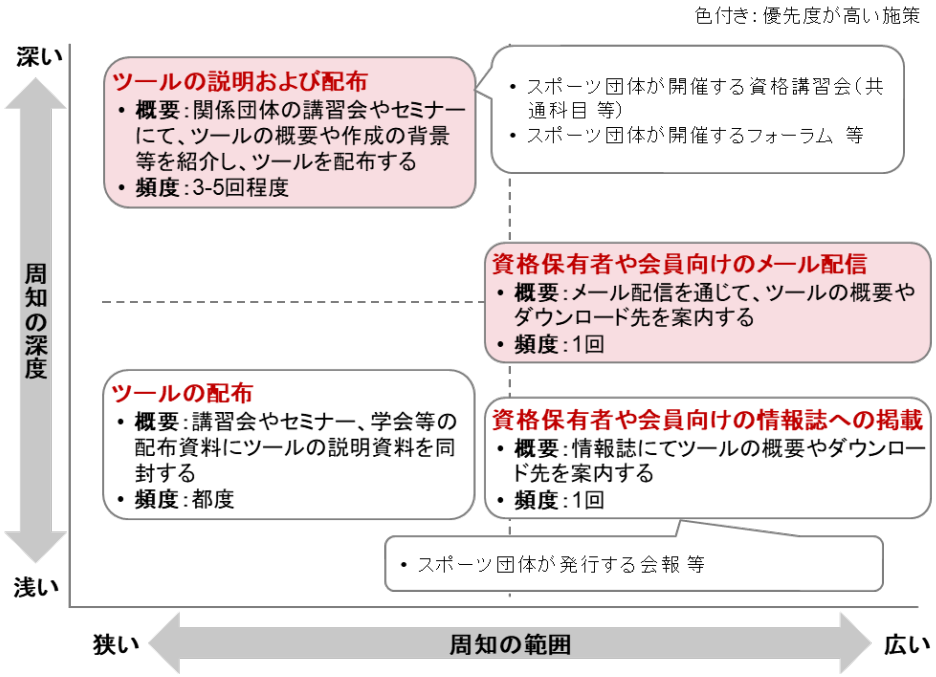

図：直接的な周知による効果のイメージ

②広範囲な周知

広範囲な周知については、広く一般的に活用されているメディア等の傾向を踏まえ、SNS やイベントの開催等を基に、情報発信のプラットフォームであるウェブサイトへ誘導することを検討した。

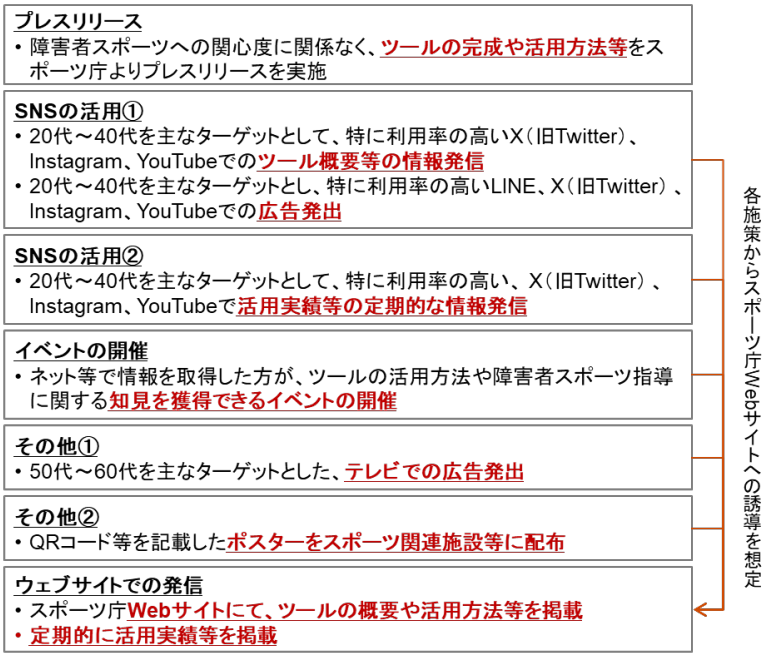

図：広範囲な周知において想定される施策

これらの施策について、より詳細に実施する内容や想定される費用を整理し、見込まれる周知範囲の広さや頻度の観点から、主にスポーツ庁内のリソースを活用して実施できる施策を優先的に取り組む施策を検討した。

表：想定される広範囲な周知方法の詳細

施策		内容	費用（想定）	頻度
プレスリリース		ツール作成・公表の報告	-	1 回
ウェブサイトでの発信（お知らせ、スポーツ庁 Web 広報マガジン DEPORTARE）		ツール作成・公表の報告	-	1 回
		ツール概要紹介や長官、関係者のインタビュー掲載	記事作成費	1 回
		ツール説明機会やフィードバック受領の取組の紹介		2-3 回
ウェブサイトでの発信（スポーツ庁 Web 広報マガジン DEPORTARE）		ツールを活用している方のインタビューや活用方法の掲載（SNS と連動した公表を想定）	記事作成費	2-3 回
SNS の活用①（他省庁との連携	X、Instagram、	ツール作成・公表の報告	-	1 回
		ツール内容の発信		複数回

を含む）	Facebook			
	YouTube	ツールのコンセプトを取りまとめた動画の配信	動画制作費	1 回
SNS の活用②（他省庁との連携を含む）	X、Instagram、Facebook	ツール説明機会やフィードバック受領の取組の紹介	-	2-3 回
		ツールを活用している方のインタビューや活用方法の掲載	-	2-3 回
イベントの開催		「スポーツの日　中央記念行事」等、スポーツ庁が主催するイベントでのツールの説明	運営費	1 回
		ツールを活用した独自のイベントの開催	運営費	1 回
SNS での広告	X、Line、Instagram、Facebook、YouTube	18 歳以上でスポーツに興味関心を抱いている方に対する広告バナーの発出	制作費、広告費	3 か月間等の一定期間
テレビでの広告（その他①）		スポーツや障害者に関連する番組に対する広告の発出	制作費、広告費	1 クールや 1 番組限定
ポスター配布（その他②）		スポーツ関連施設や教育機関へツールの QR コードを記載したパスターの発出	制作費、郵送費	1 回

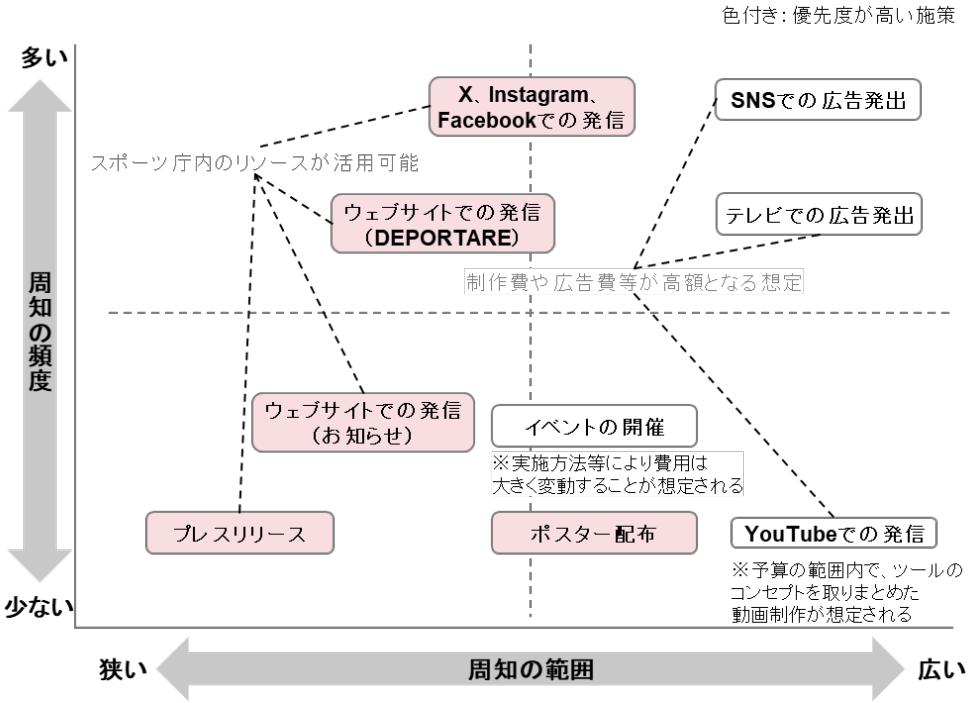

図：広範囲な周知による効果のイメージ

2. ツールの周知方法

前述の検討を踏まえ、本事業にて作成した障害者対応指導ツールを活用した周知方法として、直接的な周知および広範囲な周知それぞれで設定した。

①直接的な周知（案）

直接的な周知については、指導者を養成している団体に協力をいただきながら、スポーツ指導者向けのウェビナー開催や登録会員向けのメール配信を実施する施策として設定する。

また、指導者を養成している団体に限らず、その他のスポーツ団体や医療関係者への周知についても、適宜実施する施策として設定する。

なお、直接的な周知の一部施策については、後述の調査研究デザインと合わせて実施する。

表：直接的な周知で実施する施策として設定した事項

No	対象	内容
1	指導者資格保有者	障害者対応指導ツールを活用した単独のウェビナーを開催（3 時間程度）
2	指導者資格保有者	指導者資格を認定している団体に登録している方を対象に、障害者対応指導ツールのダウンロード先を案内（メール配信）
3	指導者資格保有者	既存の研修会等で、障害者対応指導ツールの説明を実施（10 分程度）
4	その他、指導者や医療関係者	周知に協力いただけるスポーツ団体（中央競技団体や障害者スポーツセンター、協会等）や学術団体を通じて、障害者対応指導ツールのダウンロード先を案内

②広範囲な周知（案）

広範囲な周知については、スポーツ庁が管理・運営するSNSを中心とした発信を施策として設定する。また、SNS に加え、ランディングページとして機能するスポーツ庁ウェブサイトに、障害者対応指導ツールの概要や障害者対応指導ツールそのものを掲載する。

加えて、広範囲な周知については、一過性の発信に留まることが無いよう、障害者対応指導ツールに関連する取組を継続的に発信することとした。

表：広範囲な周知で実施する施策として設定した事項

No	施策	内容
1	プレスリリース	スポーツ庁より記者クラブへ障害者対応指導ツール公表を案内
	Web サイトでの発信	スポーツ庁ウェブサイトにて障害者対応指導ツールを公表
2	SNS での発信	スポーツ庁の X、Instagram、Facebook、YouTube 等で障害者対応指導ツール公表を案内

3	Web サイトでの発信	スポーツ庁広報マガジン（DEPORTARE）にて、障害者対応指導ツールの概要を紹介
	SNS での発信	スポーツ庁の X、Instagram、Facebook にてスポーツ庁広報マガジンでの情報公開を案内
4	SNS での発信	スポーツ庁の X、Instagram、Facebook にて、後述の調査研究に関する取組を紹介

第 6 章 調査研究デザイン

1. 調査研究デザインの検討概要

本事業を通じて作成された障害者対応指導ツールについては、各種調査結果や各領域の専門家（障害者スポーツ指導者養成、アスリート等）による議論を経て構成されているものの、実際に指導現場で活用されていない状況である。

そのため、調査研究デザインでは、本事業にて作成した障害者対応指導ツール（スポーツ指導に携わる方に読んでいただきたい～障害者スポーツの初歩的な指導方法ハンドブック～）の内容やユーザビリティ等について、指導に携わる方等から改善点を収集することを目的とした。

また、改善点を収集することに加え、幅広い方に発信を行い、障害者スポーツへの関わりの状況や障害者スポーツに携わるうえで抱えている課題を把握することを目的とした。

なお、調査研究デザインについても「第 2 章　検討委員会の編成および開催」にて述べた、「スポーツ指導者のための障害者対応指導ツール作成検討委員会」において、複数回に渡り議論を実施した。

2. 調査研究デザインの内容

検討概要を踏まえ、指導者資格を保有する方を対象とした調査研究デザインおよび障害のある方のスポーツ実施に寄与する学校教員やリハビリテーション専門職（理学療法士や作業療法士等）を対象とした調査研究デザインという 2 つの方法を設定した。

①指導者資格を保有する方を対象とした調査研究デザイン（案）

指導者資格を保有する方を対象とした調査研究については、本事業で作成した障害者対応指導ツールに対するフィードバックに加え、障害者スポーツに関わる際の課題等を把握することを目的とした。また、本調査研究デザインでは、指導者自身が活用する観点で、フィードバックを受領することとする。

なお、本調査研究デザインでは、事前調査や事後調査を実施することにより、現状や障害者対応指導ツールを活用したウェビナー等を踏まえた行動変容を把握することをポイントとした。

表：指導者資格を保有する方を対象とした調査研究デザイン（案）

No	内容	実施事項	
1	事前調整	・ 指導者を養成するスポーツ団体と障害者対応指導ツールを活用したウェビナー開催や研修会での説明機会の調整を図る	
2	プログラム立案	・ 承諾を得たスポーツ団体の資格保有者を対象とした、ウェビナーの内容や研修会にて説明する事項を検討する	
3	事前調査	目的	・ 障害者スポーツへの関わりや障害者スポーツ指導における課題等の現状を把握する
		方法	・ ウェビナーや研修会参加者を対象としたウェブアンケート
		設問	・ 障害者スポーツ指導に対するイメージ ・ 障害者スポーツとの関わり 等
4	事前案内	・ ウェビナーや研修会参加者を対象に、障害者対応指導ツールをデータで送付	

5	プログラム実施		
6	即時フィードバックの受領	目的	・障害者対応指導ツールに対する印象を把握する
		方法	・ウェビナーや研修会参加者を対象としたウェブアンケート
		設問	・障害者対応指導ツールからの情報取得のしやすさ ・障害者対応指導ツールの今後の活用可能性 等
7	フィードバックの受領（3 か月後）	目的	・ウェビナーや研修会参加者を対象に、障害者対応指導ツールのユーザビリティやアクセシビリティ、行動変容を把握する
		方法	・ウェビナーや研修会参加者を対象としてウェブアンケート ・ウェブアンケート回答者からヒアリングによる深掘り調査
		設問	・障害者対応指導ツールの活用場面 ・障害者スポーツの指導への取組の変化（指導頻度 等） ・障害者対応指導ツールをより活用するための仕様 ・障害のない方への指導への活用度合い 等

②学校教員やリハビリテーション専門職の方を対象とした調査研究デザイン（案）

学校教員やリハビリテーション専門職の方を対象とした調査研究では、本事業で作成した障害者対応指導ツールの内容やユーザビリティに関する改善点を収集することを目的とした。また、本調査研究デザインでは、自身が活用するのみではなく、他者が活用する観点でもフィードバックを受領することとする。

表：学校教員やリハビリテーション専門職の方を対象とした調査研究デザイン（案）

No	内容	実施事項	
1	事前調整	・スポーツ庁や各障害の専門家と相談のうえ、ヒアリング対象者を抽出する （ヒアリング対象者の例） -学校教員として、障害のある方へ指導を実施している方 -リハビリテーション専門職として、障害のある方へ指導を実施している方 -学生等を対象とした指導者育成等に携わる方 -学校教員やリハビリテーション専門職として活動しているが、障害のある方への指導に携わっていない方 等	
2	事前案内	・ヒアリングに協力いただく方に、障害者対応指導ツールを事前に送付 ・上記と合わせて、スポーツ庁の公開情報を送付	
3	事前調査	目的	・障害者スポーツ対応指導ツールに対する印象や改善点を把握する
		方法	・抽出した方を対象にヒアリング調査を実施
		設問	・障害者対応指導ツールからの情報取得のしやすさ ・学校や医療現場で活用するために必要な補足情報 ・専門的に指導方法等を習得していない方が活用するために補足すべき情報 ・障害のある方を始めて指導する方に利用いただくための仕様

第 7 章 まとめ

1. 本事業を通じて得られた成果と課題

障害者対応指導ツールの作成

本事業では、各障害や指導者養成の専門家、現在もアスリートとして活動されている方やスポーツ指導現場で活動されている方で構成された「スポーツ指導者のための障害者指導対応ツール作成検討委員会」での議論を経て、障害者対応指導ツールが作成された。

本ツールは、デスク調査に基づくエビデンスやヒアリング調査による指導現場での取組を踏まえているのみではなく、上記のように多角的な議論を経て作成されたものである。

また、想定される読者を見据えて、より簡易に障害者スポーツに対する知見を獲得いただけるよう、必要最低限の情報を精査し、構成されているものである。そのため、本ツールからは、他の教本やガイドブック、ウェブサイト等へ、リンクが設定されている。

一方で、本事業で作成された障害者対応指導ツールについては、情報を取りまとめた段階であり、実際の指導現場で活用された実績は無い。そのため、障害者対応指導ツールのユースケースを創出していくことが必要である。

周知広報および調査研究デザインの作成

上記の通り、本事業で作成された障害者対応指導ツールは、実際の指導現場で活用された実績は無い。本事業を通じて、周知広報案および調査研究デザイン案を作成しており、それぞれの案に即して、実際に周知や調査研究を推進する必要がある。

これらの取組を通じて、日頃障害のない方に対して指導している方や障害のある方と活動している方より、障害者対応指導ツールの改善点を受領することは重要な取組となる。また、これらの取組を通じて、障害のある方のスポーツ実施環境整備において、指導者等の視点から見て課題となっている事項を把握することも重要である。

一方で、周知広報案および調査研究デザイン案については、単年度にて実行する内容が整理されているため、中長期的な視点を踏まえて、継続的な取組を考えていく必要がある。

2. 今後の取組の提案

前述の調査研究デザインを通じて、本事業で作成した障害者対応指導ツールの改善点や障害者スポーツに携わるうえでの課題等を把握することとしている。そのため、本事業にて作成された障害者対応指導ツールを「暫定版」として、改善点等を踏まえた「確定版」を作成することが肝要である。

また、調査研究により明らかとなった事項を踏まえ、より幅広く周知を実施することも必要である。

上記を踏まえ、障害者対応指導ツールの改良に伴うスケジュールを 2 か年で提案する。

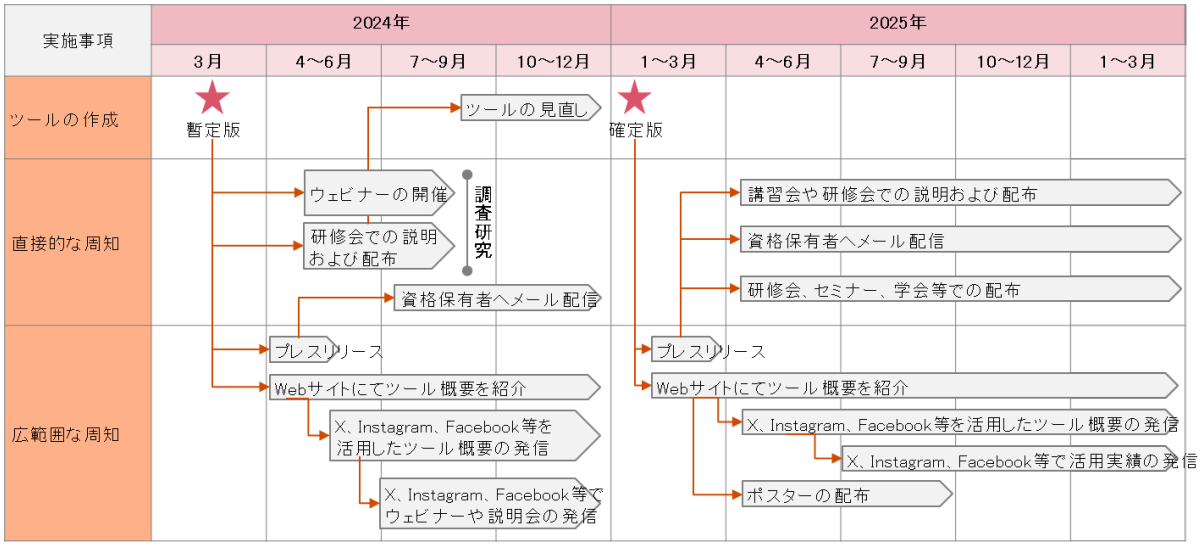

図：今後の取組のスケジュール（案）